

<h1>名古屋市公報</h1>	平成30年 5月23日	第1258号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目	次	ページ
規 則		
○ 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第71号) 4
告 示		
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第325号) 6
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第326号) 10
○ 生活保護法による指定施術機関の廃止	(健福・保護課)	(第327号) 13
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第328号) 14
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第329号) 17
○ 使用料の徴収事務の委託	(観光・文化振興室)	(第330号) 19
○ 指定介護老人福祉施設の指定	(健福・介護保険課)	(第331号) 20
○ 事後調査結果報告書(供用開始後)について	(環境・地域環境対策課)	(第332号) 21
○ 指定介護療養型医療施設の辞退	(健福・介護保険課)	(第333号) 23
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第334号) 24
○ 軽費老人ホーム名古屋市清風荘の指定管理者の公募について	(健福・介護保険課)	(第335号) 25
○ 軽費老人ホーム名古屋市安田荘の指定管理者の公募について	(健福・介護保険課)	(第336号) 27
○ 名古屋市植田寮の指定管理者の公募について	(健福・保護課)	(第337号) 29
○ 名古屋市立第二斎場の指定管理者の公募について	(健福・環境業務課)	(第338号) 31
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始		(第7号) 33

監 査 公 表

- 平成30年監査公表 (第2号) 43
-

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 135
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の
公告 (市経・地域商業課) 137
- 農業委員会総会の開催公告 (農業委員会) 138
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 139
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 141
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 143
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
公告 (市経・地域商業課) 145
-

雑 報

- 無効公告 (健福・保険年金課) 147
- 名古屋市議会正副議長の人事異動 (市会・総務課) 148
-

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第71号）
 - 1 改正内容
指定管理者選定委員会について、規定を整備します。（第6条、第9条及び第10条から第15条関係）
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 5 月16日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第71号

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市道路附属物自動車駐車場条例施行細則（平成21年名古屋市規則第108号）の一部を次のように改正する。

第6条本文を次のように改める。

市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。

第9条第1項中「。以下「法」という。」を削り、同条第2項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第10条から第15条までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 325号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成30年 5月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
いざわ内科・消化器 内科クリニック	名古屋市北区浪打町 2丁目92番地 の 1	平成30年 3月 1日
あさみクリニック	名古屋市北区上飯田通 1丁目22番 地	平成30年 4月 1日
フレンズクリニック	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23 号	平成30年 4月 1日
こども在宅クリニッ クもじゃ	名古屋市中村区烏森町 3丁目36番 地の 1	平成30年 2月 1日
たいようファミリー クリニック	名古屋市中川区昭和橋通 1丁目15 番地の 5	平成30年 4月 1日

あおやま胃腸内科外科	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の11	平成30年 3月 1日
もろの木こどもクリニック	名古屋市緑区諸の木三丁目 502番地	平成30年 3月 1日
藤が丘さくらなみきクリニック	名古屋市名東区藤見が丘25番地の2	平成30年 4月 1日
藤が丘オーキッドファミリークリニック	名古屋市名東区藤が丘 143番地	平成30年 4月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
すみれ歯科	名古屋市北区志賀町 1丁目41番地	平成30年 1月 1日
伊藤歯科医院	名古屋市中区栄一丁目12番32号	平成30年 3月 1日
麻里デンタルクリニック	名古屋市瑞穂区弥富ヶ丘町 1丁目15番地の 5	平成30年 3月15日
わくら歯科クリニック	名古屋市天白区植田一丁目 909番地	平成30年 2月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
たんぼぼ薬局東片端店	名古屋市東区泉二丁目 3番 5号	平成30年 4月 1日
阪神調剤薬局名古屋 逡信前店	名古屋市東区泉二丁目 2番30号	平成30年 4月 1日
マリン薬局城北店	名古屋市北区浪打町 2丁目92番地の 2	平成30年 3月 2日

アイランド薬局上飯田通店	名古屋市北区上飯田通 1丁目23番地	平成30年 4月 1日
しろねこ薬局	名古屋市中区大井町 4番21号	平成30年 4月 1日
野田薬局	名古屋市中川区野田二丁目 433番地	平成30年 3月 1日
調剤薬局とまと港店	名古屋市港区多加良浦町 5丁目 1番地の 1	平成30年 1月 1日
V・drug志段味西薬局	名古屋市守山区大字下志段味字西ノ原 848番地	平成30年 3月 1日
V・drug鳴海南薬局	名古屋市緑区諸の木三丁目 101番地の 2	平成30年 3月 1日
オリーブ薬局おけはざま店	名古屋市緑区桶狭間神明1728番地	平成30年 4月 1日
フォレスト調剤薬局上社店	名古屋市名東区上社四丁目 159番地	平成30年 3月 1日
フォレスト調剤薬局藤が丘店	名古屋市名東区藤が丘 143番地	平成30年 4月 1日
日本調剤天白薬局	名古屋市天白区高宮町1308番地	平成30年 3月 1日
だいだい薬局	名古屋市天白区原一丁目1905番地	平成30年 3月 1日

4 訪問看護ステーション

医療機関名	所在地	指定年月日
あんしん看護ステーションうちやま	名古屋市千種区内山二丁目16番 3号	平成30年 3月 1日
マーベラス訪問看護ステーション	名古屋市中村区岩塚町 4丁目 3番地の 1	平成30年 4月 1日

こころ訪問看護ステーション	名古屋市緑区白土1104番地	平成30年 3月 1日
---------------	----------------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 326号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成30年 5月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	名古屋市医師会西区休日急病診療所	
所 在 地	旧	名古屋市西区城西二丁目 2番 8号
	新	名古屋市西区城西四丁目15番10号
変 更 年 月 日	平成29年 3月 5日	

医 療 機 関 名	旧	陽明寺本クリニック
	新	寺本整形外科・内科 Liaison Clinic
所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区松栄町 2丁目 100番地
	新	名古屋市瑞穂区八勝通 3丁目19番地の 1
変 更 年 月 日	平成30年 4月 1日	

2 歯科

医 療 機 関 名	大曾根歯科アッシュ	
所 在 地	旧	名古屋市東区矢田南五丁目 2番 6号
	新	名古屋市東区砂田橋四丁目 1番52
変 更 年 月 日	平成30年 2月 1日	

医 療 機 関 名	旧	いい歯科フレンズ
	新	フレンズクリニック
所 在 地	名古屋市西区枇杷島三丁目28番23号	
変 更 年 月 日	平成30年 3月 9日	

3 薬局

医 療 機 関 名	旧	かぐら薬局名古屋東店
	新	薬局まいる一む葵店
所 在 地	名古屋市東区葵二丁目10番27号	
変 更 年 月 日	平成30年 3月 1日	

医 療 機 関 名	旧	アピタ東海通薬局
	新	ユニー東海通薬局
所 在 地	名古屋市港区港明一丁目10番28号	
変 更 年 月 日	平成30年 2月21日	

医 療 機 関 名	旧	ライフ薬局
	新	株式会社南陽ライフ薬局
所 在 地	名古屋市南区三条一丁目 4番30号	
変 更 年 月 日	平成30年 5月 1日	

4 訪問看護

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションほたる	
所 在 地	旧	名古屋市中区千代田二丁目16番28号
	新	名古屋市中区千代田二丁目 8番 7号
変 更 年 月 日	平成30年 3月10日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 327号

生活保護法による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条の規定において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 5月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 柔道整復

施 術 者 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 所 名		
紙谷 建生	名古屋市西区上名古屋二丁目18番 8号	平成30年 4月 1日
紙谷接骨院		
植園 博志	名古屋市緑区鳴海町字京田24番地 の 2	平成30年 2月24日
うえぞの接骨院		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 328号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 5月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
こども在宅クリニックもじゃ	名古屋市中村区烏森町 3丁目36番地の 1	平成30年 2月 1日
社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団西部リハビリテーション事業所	名古屋市中村区烏森町 6丁目 298番地	平成30年 4月 1日
あおやま胃腸内科外科	名古屋市緑区鳴海町字大清水69番地の11	平成30年 3月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
水野歯科医院	名古屋市中村区押木田町 2丁目 4番地の 2	平成30年 3月 9日
伊藤歯科医院	名古屋市中区栄一丁目12番32号	平成30年 3月 1日
わくら歯科クリニック	名古屋市天白区植田一丁目 909番地	平成30年 2月 1日

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
薬局イチバン	名古屋市中種区上野三丁目11番18号	平成30年 2月28日
プライム調剤薬局	名古屋市瑞穂区惣作町 3丁目69番地の 5	平成30年 3月 1日
野田薬局	名古屋市中川区野田二丁目 433番地	平成30年 3月 1日
オカダ薬局	名古屋市中川区尾頭橋二丁目 7番19号	平成30年 4月 1日
調剤薬局とまと港店	名古屋市港区多加良浦町 5丁目 1番地の 1	平成30年 1月 1日
たんぽぽ薬局有松店	名古屋市緑区有松三丁目山 913番地	平成30年 1月31日

4 訪問看護

医療機関名	所在地	廃止年月日

あんしん看護ステーションあおい	名古屋市東区葵三丁目14番 3号	平成30年 2月28日
-----------------	------------------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 329号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 5月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
中村耳鼻咽喉科	名古屋市南区柵下町 2丁目 103番地	平成30年 3月31日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
金子歯科	名古屋市中川区野田一丁目 315番地	平成29年12月31日

3 薬局

医療機関名	所在地	廃止年月日
薬局きらら上社店	名古屋市名東区上社四丁目 159番地	平成30年 3月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 330 号

使用料の徴収事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり使用料の徴収事務を委託しましたので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

平成30年 5 月14日

名古屋市長 河 村 たかし

1 委託した相手方

愛知県豊田市錦町 1 丁目95番地
ホームックス株式会社
代表取締役 餅 原 幹 也

2 施設の名称及び徴収を委託した使用料

施設の名称	徴収を委託した使用料
名古屋市短歌会館	名古屋市短歌会館条例（昭和39年名古屋市条例第61号）第 3 条に規定する使用料

3 委託期間

平成30年 4 月 1 日から平成35年 3 月31日まで

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部文化振興室

名古屋市告示第 331号

指定介護老人福祉施設の指定

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第86条第 1項の規定により、指定介護老人福祉施設として、次のとおり指定しました。

平成30年 5月14日

名古屋市長 河 村 たかし

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人 紫水会	特別養護老人 ホーム オー ネスト神穂	名古屋市瑞穂区 神穂町 5番10号	平成30年 4月 1日	指定介護福祉施設 サービス
社会福祉法人 紫水会	特別養護老人 ホーム オー ネスト堀川	名古屋市中川区 十一番町 4丁目 5番地の 1	平成30年 4月 1日	指定介護福祉施設 サービス
社会福祉法人 愛港福祉会	特別養護老人 ホーム 東茶 屋御苑	名古屋市港区東 茶屋二丁目 401 番地の 1	平成30年 4月 1日	指定介護福祉施設 サービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第332号

事後調査結果報告書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定に基づき、事業者からJRゲートタワー建設事業に係る事後調査結果報告書（供用開始後）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年5月15日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 金子慎
名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
ジェイアールセントラルビル株式会社
代表取締役社長 吉川直利
名古屋市中村区名駅一丁目1番3号
- 2 対象事業の名称及び種類
JRゲートタワー建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施場所
名古屋市中村区名駅一丁目1015番15 他
- 4 事後調査結果報告書の提出年月日
平成30年5月7日
- 5 縦覧の場所、期間及び時間
(1) 縦覧場所

- ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）
（名古屋市役所東庁舎5階）
- イ 名古屋市西区花の木二丁目18番1号
西区役所
- ウ 名古屋市中村区竹橋町36番31号
中村区役所
- エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

平成30年5月15日（火）から同月29日（火）まで。ただし、地域環境対策課、西区役所及び中村区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課、西区役所及び中村区役所
午前8時45分から午後5時15分まで
- イ 環境学習センター
午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 333号

指定介護療養型医療施設の辞退

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第 130条の2第 1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成 9年法律第 123号）第 113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退がありました。

平成30年 5月16日

名古屋市長 河 村 たかし

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	辞退年月日	サービスの種類
坂倉一義	坂倉医院	名古屋市西区那古野一丁目10番8号	平成30年3月20日	介護療養施設サービス

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 334号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、形質変更時届出管理区域の指定を次のとおり解除します。

平成30年 5月17日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域
平成30年名古屋市告示第 300号により指定した区域の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌含有量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 335号

軽費老人ホーム名古屋市清風荘の指定管理者の公募について

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第1項の規定により、軽費老人ホーム名古屋市清風荘の指定管理者を次のとおり募集します。

平成30年 5月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市清風荘

(2) 所在地

名古屋市千種区香流橋一丁目 2番26号

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 入所者の入所決定に関する事務

(2) 入所者に対する日常生活上必要な便宜の実施等に関する事

(3) 施設の維持管理及び修繕に関する事

(4) 使用料の徴収に関する事

3 指定管理者の指定の予定期間

平成31年 4月 1日から平成41年 3月31日までの10年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2591

ファクシミリ番号 052-972-4147

電子メールアドレス a2537@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配付期間及び時間

平成30年 5月18日（金）から同年 7月 6日（金）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000105487.html>

(3) 申請書の受付

ア 受付期限

平成30年 7月 6日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡のうえ、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市告示第 336号

軽費老人ホーム名古屋市安田荘の指定管理者の公募について

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）第10条第1項の規定により、軽費老人ホーム名古屋市安田荘の指定管理者を次のとおり募集します。

平成30年 5月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市安田荘

(2) 所在地

名古屋市昭和区安田通 2丁目 4番地の 2

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 入所者の入所決定に関する事務

(2) 入所者に対する日常生活上必要な便宜の実施等に関すること

(3) 施設の維持管理及び修繕に関すること

(4) 使用料の徴収に関すること

3 指定管理者の指定の予定期間

平成31年 4月 1日から平成41年 3月31日までの10年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課（名古屋市役所本庁舎 2階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2591

ファクシミリ番号 052-972-4147

電子メールアドレス a2537@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配付期間及び時間

平成30年 5月18日（金）から同年 7月 6日（金）の午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000105486.html>

(3) 申請書の受付

ア 受付期限

平成30年 7月 6日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡のうえ、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

名古屋市告示第 337号

名古屋市植田寮の指定管理者の公募について

名古屋市保護施設条例（昭和38年名古屋市条例第72号）第 5条第 1項の規定により、名古屋市植田寮の指定管理者を次のとおり募集します。

平成30年 5月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市植田寮

(2) 所在地

名古屋市天白区植田山二丁目 101番地

2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 入所者に係る生活扶助の実施等に関すること。
- (2) 施設の使用料の徴収に関すること。
- (3) 施設の維持管理及び修繕に関すること。
- (4) その他管理業務に関すること。

3 指定期間

4年間（平成31年 4月 1日から平成35年 3月31日まで）

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課（名古屋市役所本庁舎 1階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2609

ファクシミリ番号 052-972-4148

電子メールアドレス a2551@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成30年 5月18日（金）から 7月 6日（金）までの午前 8時45分から午後 5時30分まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

なお、募集要項等は名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000105579.html>

(3) 申請書類の受付

ア 受付期限

平成30年 7月 6日（金）午後 5時30分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の配布場所に直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 338号

名古屋市立第二斎場の指定管理者の公募について

名古屋市立霊園・斎場条例（昭和32年名古屋市条例第20号）第23条第 1項の規定により、名古屋市立第二斎場の指定管理者を次のとおり募集します。

平成30年 5月18日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設名及び所在地

(1) 施設名

名古屋市立第二斎場

(2) 所在地

名古屋市港区東茶屋三丁目 123番地

2 業務の範囲

(1) 施設の供用等

ア 火葬の予約管理、準備等

イ 火葬の実施、公害防止保証値の遵守及び各諸室の管理

ウ 火葬炉設備及び火葬予約案内システムの管理、運営等

エ 喫茶売店業務等

(2) 使用料等の徴収及び各種証明書の発行事務

(3) 施設の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）

ア 施設、植栽等の保守管理、清掃等

イ 施設の修繕

(4) その他名古屋市が定める業務

3 指定期間

平成31年 4月 1日から平成36年 3月31日までの 5年間

4 公募に関する書類の配布場所等

(1) 募集要項等の配布場所及び問合せ先

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課（名古屋市役所本庁舎 1階）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

電話番号 052-972-2654

ファクシミリ番号 052-972-4194

電子メールアドレス shinsaijo@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(2) 配布期間及び時間

平成30年 5月18日（金）から同年 7月 6日（金）の午前 9時00分から午後 5時00分まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

なお、募集要項等は、名古屋市公式ウェブサイトよりダウンロードすることができます。

アドレス <http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000105332.html>

(3) 申請書の受付

ア 受付期限

平成30年 7月 6日（金）午後 5時00分

イ 受付方法

事前に電話連絡の上、4(1)の配布場所へ直接お持ちください。

5 募集内容の詳細等

募集要項によります。

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

名古屋市上下水道局告示第7号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成30年5月17日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成30年5月16日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成30年6月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う
終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区名	町名	字・丁目	摘要	
昭和区	高峯町		一部	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
港区	稲永三丁目		〃	港区宝神四丁目 名古屋市上下水道局 宝神水処理センター
	川園一丁目		〃	中川区中須町 名古屋市上下水道局 打出水処理センター
	川園二丁目		〃	〃
	西茶屋一丁目		〃	〃
	東茶屋一丁目		〃	〃

	東茶屋二丁目		//	//
緑 区	大清水五丁目		//	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
	大 清 水 東		//	//
	大 高 町	川添	//	南区元柴田西町 名古屋市上下水道局 柴田水処理センター
	鏡 田		//	緑区浦里五丁目 名古屋市上下水道局 鳴海水処理センター
天白区	平針南二丁目		//	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局 植田水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

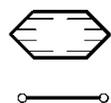
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	港区（稲永三丁目）
分流式	昭和区 港区（稲永三丁目を除く。） 緑区 天白区

排水施設的位置図

昭和区（分流式）

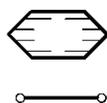
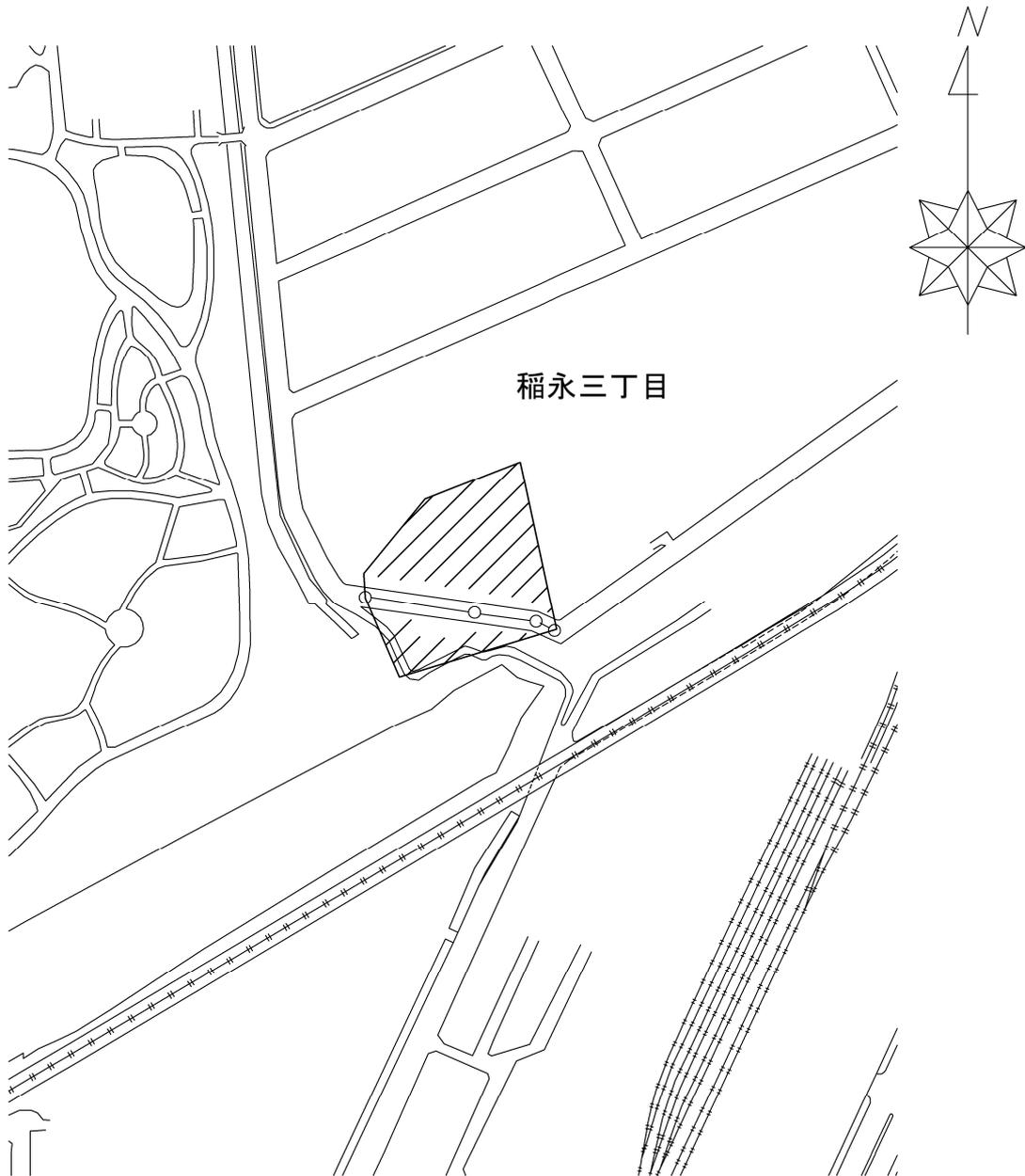


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設的位置図

港区（合流式）

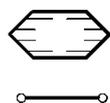
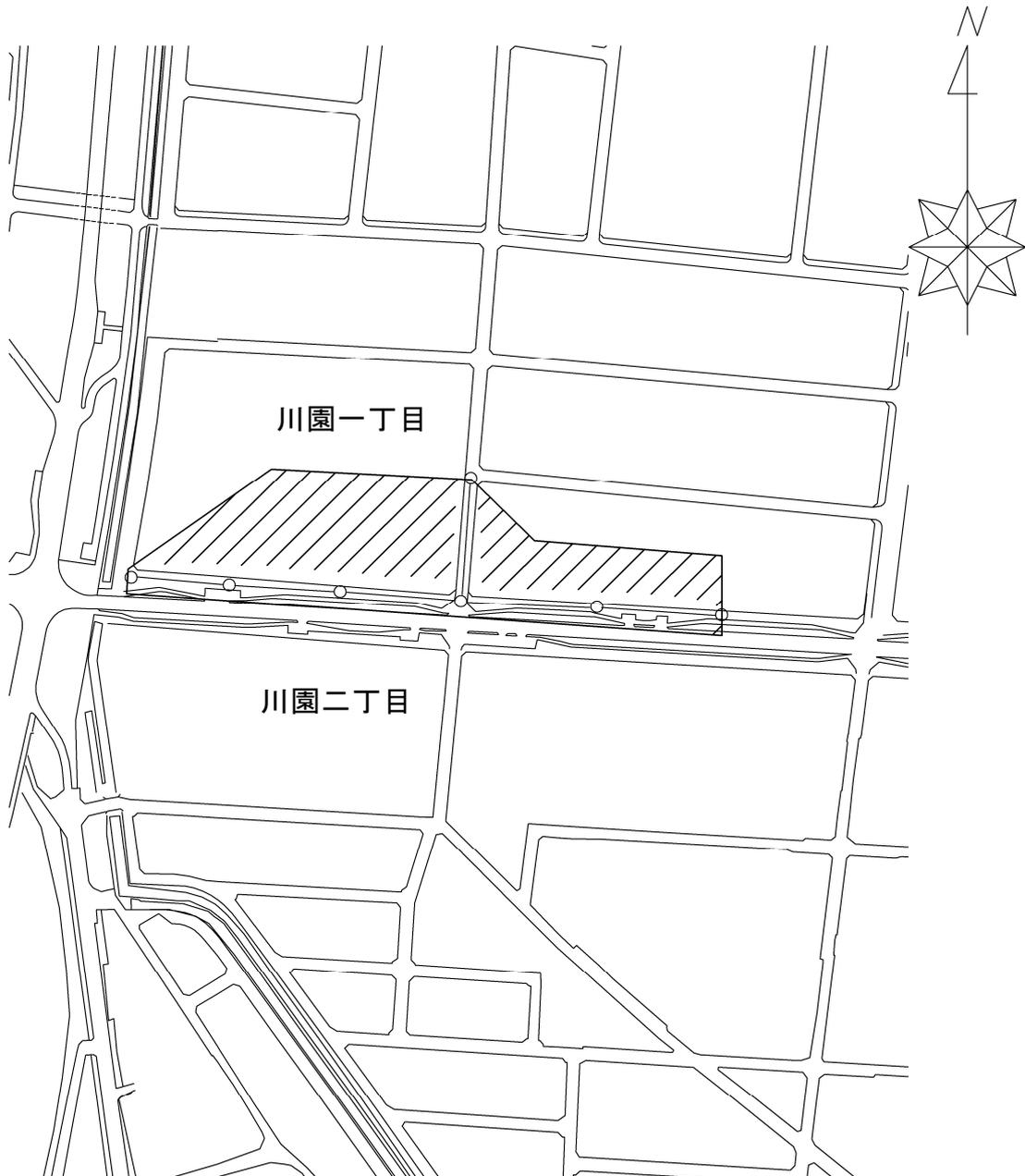


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 1

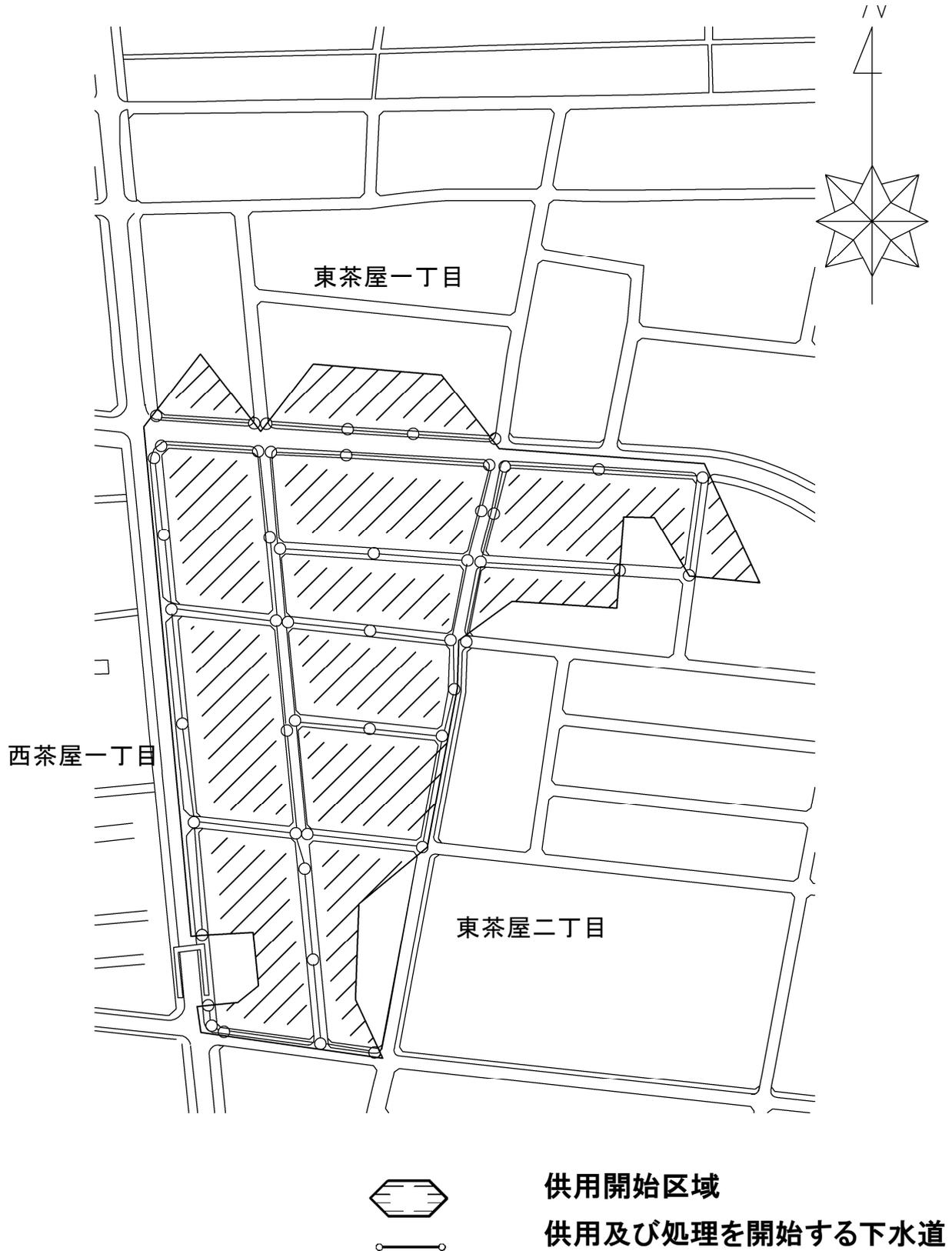


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

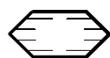
排水施設の位置図

港区（分流式）No. 2



排水施設的位置図

緑区（分流式）No. 1



供用開始区域



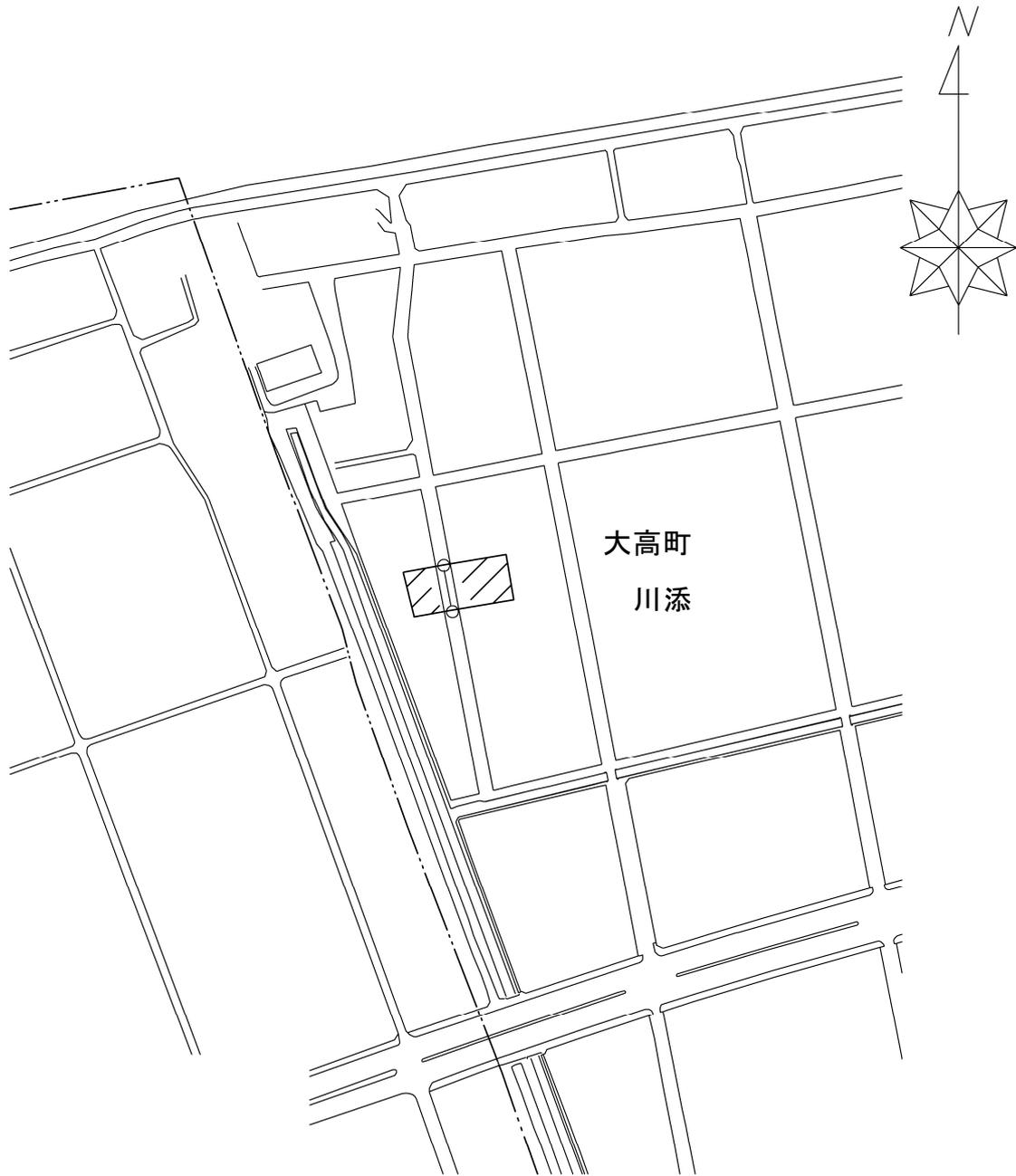
供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 2



供用開始区域



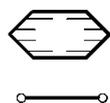
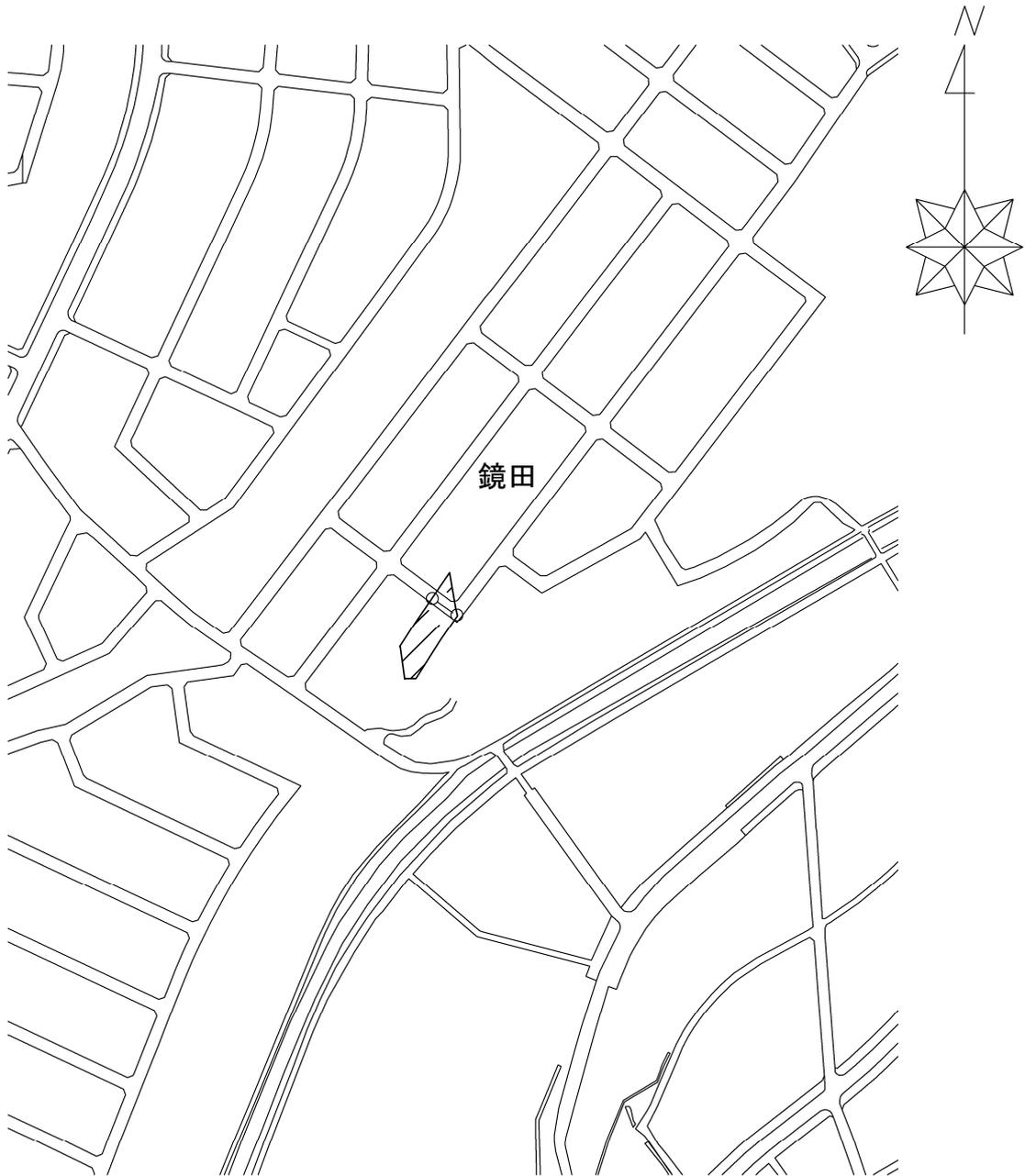
供用及び処理を開始する下水道



市界

排水施設の位置図

緑区（分流式）No. 3

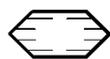


供用開始区域

供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

平成30年監査公表第2号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき上下水道局、緑政土木局、農業委員会事務局、財政局、交通局、教育委員会及び区役所、同条第5項及び第7項の規定に基づきな・ご・や商業フェスタ実行委員会、公益社団法人名古屋市獣医師会及び関係する所管局の事務並びに同条第7項の規定に基づき東山の森3Mパートナーズ、名古屋市総合体育館NK共同事業体、株式会社JPN及び愛知スイミング・大成共同事業体について監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定により、監査の結果に関する報告を公表します。

平成30年5月18日

名古屋市監査委員	藤 沢 ただまさ
同	岡 本 やすひろ
同	黒 川 和 博
同	小 川 令 持

監 査 種 別 定期監査

監 査 対 象 上下水道局

監 査 期 間 平成29年 9月19日から
平成30年 5月 8日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、上下水道局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	本 部	部	監 査 実 施 課 室 公 所 名
上下水道局	—	総務部	総務課、労務課、安全衛生課、調査課、契約監理課、情報システム課、職員研修所
	経営本部	企画経理部	経営企画課、経理課、広報サービス課、資産活用課
		営業部	営業課、料金課、給排水設備課、営業所（千種、中、中川、守山）
	技術本部	計画部	下水道計画課、水道計画課、技術開発室
		建設部	工務課、施設課
		管路部	配水課、保全課、設計第一課、設計第二課、管路センター（東部、北部、南部）
		施設部	施設管理課、浄水管理調整室、水質管理課、施設整備課、浄水場（鍋屋上野、大治）、水処理事務所（北部名城、西部打出、南部宝神）

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成28年10月1日から平成29年9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び事業運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、上下水道料金等の未納管理事務や災害時用の備品の管理は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 支出事務

上下水道局次長以下代決規程等について

(2) 契約事務

リーフレットの印刷委託について

(3) 財産管理事務

非常用の照明装置の不点灯についてなど 2項目

(4) 事業運営事務

消防計画等の更新について

2 意見

(1) 適正な事務執行の確保のための取組みについて

(2) 応急給水活動のための資機材について

第3 指 摘 事 項

1 支出事務

(1) 上下水道局次長以下代決規程等について

名古屋市上下水道局次長以下代決規程、名古屋市上下水道局次長以下代決規程の運用について（以下「代決規程等」という。）では、局長が決裁すべき案件を次長以下が代決できることや、案件によっては関係部課長への合議を必要とすること等を定めている。代決規程等のうち財務関係において、案件の適用基準が不明瞭な点が見受けられたため、契約関係書類を確認したところ、以下の事例が見受けられた。

ア 営業所や管路センター等の清掃業務委託について、金額は同程度であるにもかかわらず、課公所長代決と部長代決が混在していた。

清掃業務委託は、対象が、浄水場等の「建物」か、営業所や管路センター等の「事務所」かによって、代決権限の金額が異なるものとして運用されているが、管路センター等について誤って「建物」として適用していた。

そもそも、同じ清掃業務委託について代決権限の金額を分ける特段の理由は認められず、誤りも生じていたため、適用される代決権限の金額を同一にするなど、代決規程等を改正されたい。（経理課）

イ 情報システムの改修や保守委託について、総務部長や情報システム課長への合議の有無が混在していた。

「高度情報処理機器に係る」委託については、総務部長や情報システム課長への合議が必要であり、制御系システム等を除いた情報システムの改修や保守等を指すものとして運用されている。

しかし、合議が必要な案件について合議がされていないものがあつたため、合議が確実になされるよう、周知徹底されたい。

（営業課、下水道計画課）

2 契約事務

リーフレットの印刷委託について

上下水道局では、毎年度、「災害用備蓄飲料水 名水」（以下「名水」という。）のリーフレットを印刷している。名水のリーフレットに関する契約関係書類を調査したところ、平成29年 6月に20,000部を印刷し、その後、イベント等での配布のため 7月に 2,000部と 6,000部の増刷を行った。加えて、9月には、名水の販売数が前年度を下回っていたことから、さらなる水の備蓄のPRに力を入れるため、7月までに配布を予定していたイベントとは別のイベントでの配布用に 9,000部の増刷を行った。

しかし、増刷時に各課公所のリーフレットの残部数を把握しておらず、12月11日時点で 9,206部のリーフレットが各課公所に残っている。このリーフレットには今年度の販売期間等が記載されており今年度しか配布できず、年度末までにリーフレットを多数配布できるようなイベントもないため、残部数の大半を廃棄することが想定される。

経営企画課においては、経費節減のためにも、今後はイベント等での配布に必要な部数を精査し、各課公所のリーフレット残存部数を把握したうえで増刷を検討し、適切な部数の契約に努められたい。（経営企画課）

3 財産管理事務

(1) 非常用の照明装置の不点灯について

建築基準法（昭和25年法律第 201号）により、安全上、防火上又は衛生上特に重要である特定建築設備等については定期の有資格者による検査を実施させなければならないとされており、上下水道局では建築物等定期点検として調査業務委託を実施している。

平成28年度に実施された建築物等定期点検においては、非常用の照明装置（蓄電池を備え非常時等に電源が失われても点灯する照明。以下「非常灯」という。）に関する支障の報告が複数施設で見受けられたため、その後の対応を確認したところ、鍋屋上野浄水場の本館において、平成25年度の時点で非常灯の不点灯の支障が多数あると報告されていたにもかかわらず、改修が実施されていなかった。

非常時の避難に支障をきたすおそれがあるため、非常灯の不点灯については早急に対応されたい。

また、特定建築設備等の定期点検の対象とならない施設においては、管理者が自主的に非常灯の点検を行うこととなる。非常灯本体の耐用限度は15年程度とされているため、建築から一定期間が経過しているものについては、改めて自主点検に努められたい。(資産活用課、鍋屋上野浄水場)

(2) 大治浄水場旧本館の消耗器具備品の取扱いについて

名古屋市上下水道局会計規程では、消耗器具備品（以下「備品」という。）について、課公所長は、器具備品整理簿（以下「整理簿」という。）により受払に係る必要事項を記帳整理すること、再利用が可能と認められない備品については器具備品処分票を作成し、廃棄の処分を行うことが定められている。

大治浄水場新本館の竣工により平成27年12月から使用していない旧本館事務室を確認したところ、再利用が可能と見受けられる棚、キャビネット等の備品が多数残置されていた。当該備品は整理簿に記帳されておらず、器具備品処分票も作成されていなかった。

大治浄水場においては、再利用が可能と認められる備品を整理簿に記帳されたい。また、経済性という観点から、他課公所において備品の再利用ができるかどうかについても確認されたい。(大治浄水場)

なお、本件については、再利用が可能な備品について整理簿に記帳するとともに、大治浄水場で再利用するものを除き他課公所での再利用を促しており、必要な措置が講じられた。

4 事業運営事務

(1) 消防計画等の更新について

消防法（昭和23年法律第186号）により、工場、事業場等で収容人数が一定以上の建物等については防火管理者を定め消防計画を作成する必要がある。また、事務所と共同住宅が合築されていて管理権原者が分かれている建物においては、建物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を選任し、共同防火管理協議事項等を作成する必要がある。

上下水道局においては、近年、業務の効率化のために、組織再編、施設の統廃合、運営管理委託及び遠隔監視の拡大等を実施しているため、庁舎管理等の事務について調査したところ、消防計画に関し以下のような事例が見受けられた。

ア 長期間、消防計画が更新されておらず、組織体制の変更が反映されていないほか、職員に内容が周知されていなかったもの (中営業所)

イ 東サービスステーションの廃止に伴い、名古屋市住宅供給公社へ統括防火管理者を変更することが予定されていたにもかかわらず、廃止までに共同防火管理協議事項や消防計画に関する協議が完了していなかったもの (中営業所)

ウ 消防計画上は震災対策として職員用の飲料水を備蓄することとしているが、局施設の耐震化の進捗により対応可能として飲料水を備蓄しておらず、計画と現状が一致しなかったもの (千種営業所、施設整備課)

消防計画は、消防法に基づき、火災等の予防を図るとともに、具体的な対策によって混乱の防止や被害の軽減を目的とするものであるから、新たな組織体制や業務のあり方に合致するよう更新するとともに、個々の職員の役割等を再度周知されたい。

なお、本件については、消防計画等が更新されるとともに、各公所において個々の職員の役割等が周知され、必要な措置が講じられた。

第4 意見

1 適正な事務執行の確保のための取組みについて

平成27年度に実施した定期監査では、上下水道局に対し、現在取り組んでいる事務の点検や確認作業について、より実効性が高く事務の適正化に資するものとなるよう今一度見直しを行われたいとする意見を付したため、今回の監査において、事務の点検や確認作業の見直しについてどのような取組みを行っているか対応状況を確認した。

上下水道局では、定期監査の結果を受け、監査指摘事項などの事務処理上の課題を検討し、処理誤りの防止、チェック体制の強化などを図ることを目的として、事務連絡会議を設置した。具体的な取組みとしては、①調査課を中心に労務課・経理課・資産活用課等も参加し実施する内部監査の充実、②全局的なマニュアルの利用実態調査や再整備の実施、③公金・金券類管理や物品購入についてチェック項目の根拠や具体的な点検手順等を整理した解説書の配布等、自主的な改善策を実施している。平成29年度の内部監査の結果報告によれば、現金取扱記録簿や金券类等整理簿の記載漏れ、機密情報の外部持出し許可簿に関する不備等が発見されており、事務誤りを根絶するには至っていないが、発見事項の集計や分析によって処理誤りの防止やチェック体制の強化に活用する取組みも見受けられ、評価できる対応状況であった。

平成29年の地方自治法の一部改正には地方自治体の内部統制に関する方針の策定等が盛り込まれており、平成32年の施行に向けて、事務を執行する主体である長自らが、事務の適正な執行を確保する体制の整備と運用を進める取組みを進めることとなっている。内部監査の充実を始めとする自主的な事務執行の適正化の取組みは、事務を執行する主体自らによる体制の整備と運用という面で今回の自治法改正の趣旨にも沿うものと考えられる。

上下水道局においては、自ら事務処理上の課題を検討改善し、事務処理誤りの防止やチェック体制の強化等を引き続き推進することによって、今後の内部統制体制の整備につなげられたい。

2 応急給水活動のための資機材について

平成28年 4月の熊本地震においては、熊本市内だけでも 326,873戸もの断水が発生し、多くの被災者が仮設給水栓や給水タンク車の前に行列を作ったことが報道されたところである。大規模な地震が発生した場合、配水管内での濁水の発生、停電によるビルやマンションのポンプの停止、個々の家屋での給水管の破損などによる断水が想定されるため、応急給水活動を迅速かつ安定的に行うことが求められる。

上下水道局の職員による応急給水活動においては、市内の広域避難場所や指定避難所で応急給水施設の仮設給水栓を組み立てる、給水タンクを積載した車両で出動する、ポリ容器等を持参できない被災者に配布するポリタンクを用意するなどの作業があり、仮設給水栓の組み立てに必要な工具、車載用の給水タンク、配布用のポリタンク等の応急給水用資機材を、給水区域内25か所の災害用機材倉庫（図 1）に配置している。

応急給水用資機材の適切な管理という観点から災害用機材倉庫の状況を確認したところ、定期的な発電機の試運転、有効期限のある簡易水質測定器や乾電池の更新、ポリタンク、給水タンク、工具、配管図、ラジオなどの資機材の配置状況の点検等は実施されていたが、ポリタンクや資機材の保管状況については配慮すべきと考えられる事項が見受けられた。

ポリタンク（図 2）については、平成 4 年度に配備され長期間経過しているもの等があるため、経年劣化等の状況を確認し、必要に応じて更新を検討されたい。なお、手提げ式の10リットルのポリタンクが主に配置されているが、高齢者や子供には運び

図 1 災害用機材倉庫



図 2 手提げ式のポリタンク



づらいことが懸念される。近年、他都市では背負い式の非常用飲料水袋（図 3）を導入しており、食料等も同時に運べる、階段利用時に手すりに掴まれる、といった利点がある。上下水道局においても導入を計画しているとのことだが、様々な状況に対応できるよう資機材の充実に努められたい。

また、資機材の保管方法については、一部の災害用機材倉庫で開放型の棚に落下防止の措置をすることなく収納しているが（図 4）、気象庁の震度階級関連解説表によれば、震度 5弱の地震において物品が棚から落下する危険が示されている。大規模地震発生時には、資機材が落下により破損する恐れがあるほか、散逸した資機材が応急給水活動の準備の妨げとなることも想定されるため、資機材の保管方法について配慮されたい。

上下水道局においては、南海トラフ巨大地震による被害想定を見据え、施設の耐震化に取り組んでいるところであるが、より安心・安全で迅速な応急給水活動となるよう、資機材についても内容や保管方法の改善に努められたい。

図 3 背負い式非常用飲料水袋



図 4 災害用機材倉庫内部の様子



監 査 種 別 定期監査（工事監査）

監 査 対 象 上下水道局

監 査 期 間 平成29年 9月20日から
平成30年 5月 8日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査では、上下水道局における平成28年10月1日から平成29年9月30日までに完了及び平成29年9月30日時点で施行中の工事並びに調査・設計及び保守管理委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	1,741	71	4.1	147,428	45,910	31.1
委託	1,037	29	2.8	10,616	315	3.0

監査にあたっては、設計・積算・施工・検査・維持管理業務及び委託業務などが適正に執行されているかについて、書類調査及び現地調査を行った。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

1 指摘事項

(1) 積算

間接工事費の算定について

(2) 施工

橋に取り付ける水道管の施工について

(3) その他

見積りによる単価の採用について

2 意見

より適正な事業執行に向けた取組みについて

第3 指 摘 事 項

1 積算

間接工事費の算定について

上下水道局の水道用設計積算基準及び下水道用設計積算基準（以下「積算基準」という。）では、工事費は、材料費や労務費などの直接工事費のほか、共通仮設費及び現場管理費からなる間接工事費などで構成することと定めている。間接工事費については、直接工事費に所定の間接工事費率を乗じる率計算などにより算定することと定めている。また、工事場所が人口集中地区^(注)にある場合には、間接工事費率に割増し補正を行うことと定めている。

「春日井浄水場ろ過池補修工事」及び「大治浄水場第2急速ろ過池補修工事」では、工事場所が人口集中地区であるにもかかわらず、間接工事費率の割増し補正を行っていなかったため、結果として過小な積算となっていた。

また、「大治浄水場場内300号給水管改良工事」及び「富田ポンプ所構内整備工事」では、工事場所が人口集中地区ではないにもかかわらず、間接工事費率の割増し補正を行っていたため、結果として過大な積算となっていた。

間接工事費の算定にあたっては、工事場所が人口集中地区であるかを十分確認し、積算基準などにに基づき適正に行われたい。

(施設整備課、春日井浄水場、大治浄水場)

(注) 人口集中地区

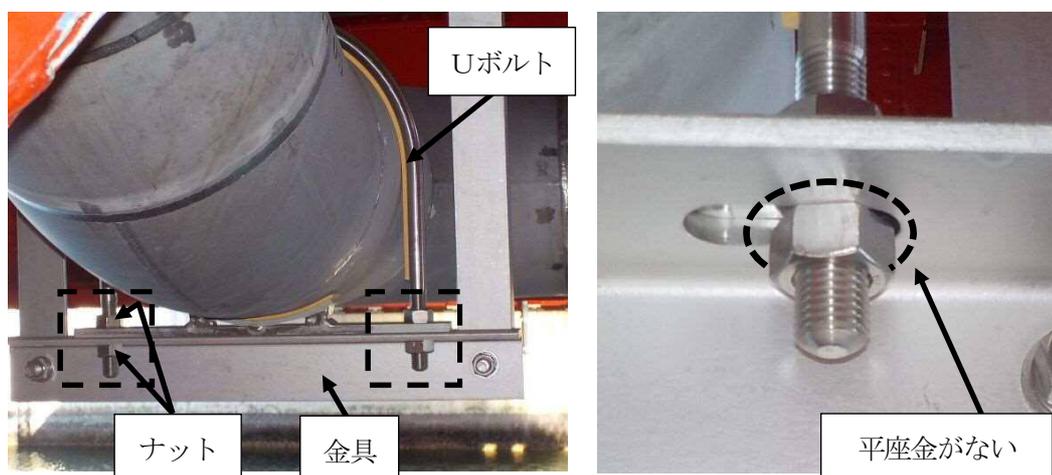
総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が1平方キロメートルに4,000人以上で、隣接した地域を合わせた人口が5,000人以上となっている地域。

2 施工

橋に取り付ける水道管の施工について

監督員は、工事が設計図に基づき適切に施工されていること、品質が確保されていることなどを適時確認することで、契約の適正な履行を確保する業務を担うものである。

「港区築三町 1丁目地内 400耗配水管添架工事」では、水道管を橋に取り付ける工事を行っていた。本件工事の設計図では、水道管を橋に取り付ける金具について、その管の固定する位置を調節できるよう長穴を開けていたことから、平座金^(注)を使用し、金具をUボルトとナットで締め付けることとしていた。現地のUボルトとナットの締め付け箇所について確認したところ、13箇所全てにおいて平座金を使用せずに締め付けられていた。



Uボルトとナットの締め付け箇所の状況

橋に取り付ける水道管などの施工にあたり、設計図を基に平座金を使用し、Uボルトとナットで締め付けなければ、十分に管を固定できないおそれがある。このため、監督員は設計図に基づき工事の施工状況を適時確認するなど工事監理をより適切に行われたい。

また、本件工事の水道管の固定について、平座金を使用し、締め付けられたい。
(西部管路センター)

(注) 平座金

ボルトとナットを締め付けるときにナットの下に挟む金属板で、ワッシャーともいう。長穴などボルトの通し穴が大きく、十分にナットの締め付け面積が得られない場合などに用いられる。

3 その他

見積りによる単価の採用について

上下水道局の積算基準では、工事費の積算にあたり、見積りによる単価を採用する場合は、適正な価格を算定するために、原則 3者以上から見積りを徴収し、その見積りによる単価の最低価格を採用することと定めている。また、見積り内容が間接費などを含む工事費である場合、本体工事に必要な工事であれば、間接費のみを差し引いて計上することと定めている。

上下水道局が発注した工事において、見積りによる単価を適切に採用しているか確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 「第 3次八幡雨水調整池流入管下水道築造工事」始め 6件では、見積りの徴収にあたり、3者以上から徴収することが可能であるにもかかわらず、1者又は 2者のみの徴収となっていた。

イ 「海部郡大治町大字砂子字山ノ浦地内富田幹線改良工事」始め 5件では、複数の材料などについて 3者以上から徴収した見積りによる単価を採用していた。その単価の採用について、本件工事では各材料などの単価をそれぞれ比較すべきであったにもかかわらず、誤って各者の見積りによる材料などの単価を合計した金額によって比較したため、一部において最低価格ではない単価を採用していた。

ウ 「第 2次港区七島一丁目付近下水道築造工事及び取付管工事」では、本体工事に必要な家屋調査費の積算にあたり、見積りによる単価を採用していた。しかし、その見積り内容には間接費が含まれているにもかかわらず、内容を十分に精査することなく、一部の間接費を差し引かなかったため、その一部の間接費が二重計上となる単価を採用していた。

工事費の積算に用いる単価については、採用方法を誤った場合、予定価格に大きな影響を及ぼすおそれがある。見積りによる単価の採用にあたっては、積算基準に基づき適切に行われたい。

(工務課、設計第一課、設計第二課、施設整備課)

第4 意見

より適正な事業執行に向けた取組みについて

上下水道局では、「信頼」を基本理念とし、市民に信頼される持続可能な「なごやの水道・下水道」を維持していくために、施設の老朽化対策をはじめ、地震や浸水への対応など、限られた財源の下で多くの課題に取り組んでいる。これらの課題に的確に対応し、適正に事業執行するために、多額の費用を投資している工事及び委託の実施にあたっては、公共事業として経済性に配慮しつつ、品質を確保することが求められている。

そのような中、前回の監査では、下水道の取付管の施工や地下水位の測定など、適切に工事監理されていない事例について指摘したところである。この指摘を受け、上下水道局では、原因分析やその対策のための検討会を開催し、マニュアルの改訂やチェックリストの整備などの措置を講じた。さらに、指摘事項の対応のみならず、前回監査の意見を取り入れ、技術力向上とチェック体制の強化を目的として、若手職員によるプロジェクトチームを発足し、主体的に再発防止に取り組んでいる。

これらの再発防止に向けた取組みを迅速かつ確実に実施した結果、前回の監査で指摘した市民の安全に配慮した工事監理においては概ね良好であり、評価できる対応状況であった。一方、積算においては間接工事費の算定や見積りによる単価の採用方法が不適切であった事例が見受けられた。

特に、上下水道局が行う大規模な工事では、特殊な材料を使用しているものもあり、その単価の採用方法は見積りとするが多いため、工事費の積算においては、誤った単価を採用するリスクが高いと考えられる。また、工事費に占める材料費の割合が高いことから、誤った単価を採用して積算した場合は、予定価格に大きな影響を及ぼすおそれがある。さらに、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）においても、発注者の責務として公共工事の品質確保のために、市場価格を適切に反映させ、予定価格を適正に設定するよう定めている。したがって、積算業務の重要性について再認識するとともに、職員の誰もがより適正な積算を可能とするため、特殊な材料の単価

の採用方法を明確化するなど、わかりやすい積算基準等に改訂されたい。また、毎年度実施している基準改訂説明会などでは、改訂内容の周知だけでなく誤りやすい事例を解説するなど、積算における知識及び理解を深められたい。そして、職員一人ひとりがこれまで以上に適正な事業執行が可能となるよう組織を挙げて取り組み、市民により一層信頼される「なごやの水道・下水道」となるよう努められたい。

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 緑政土木局

農業委員会事務局

財 政 局

契約部（緑政土木局関連事務に限る。）

監 査 期 間 平成29年 9月20日から

平成30年 5月 8日まで

監査結果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、緑政土木局、農業委員会事務局及び財政局の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区分	監査実施課室公所名	
緑政土木局	総務課、企画経理課、技術指導課	
	土木事務所（千種、北、中村、昭和、熱田、守山、名東）	
	路政部	道路管理課、道路利活用課、道路維持課、自転車利用課
	道路建設部	用地管理課、用地補償課、道路建設課
	河川部	河川管理課、河川計画課、河川工務課、ポンプ施設管理事務所
	都市農業課、農業センター	
	緑地部	緑地管理課、緑地利活用室、緑地維持課、緑地事業課
	東山総合公園	
農業委員会事務局	農政課、西部・守山農政課（守山農政係）、港農政課	
財政局	契約部（緑政土木局関連事務に限る。）	

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成28年10月1日から平成29年9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、道路占用料等の債権管理事務や現金等の出納保管事務は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させな

いよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 収入事務

道路占用料の債権管理についてなど 6項目

(2) 支出事務

資金前渡を受けた経費の執行についてなど 2項目

(3) 契約事務

受託者に関する資格要件等の確認についてなど 2項目

(4) 財産管理事務

道路占用許可に係る工事完了届についてなど 2項目

(5) 行政運営事務

公園愛護会及び街路樹愛護会の認定について

2 意見

適正な債権管理の推進について

第3 指 摘 事 項

1 収入事務

(1) 債権管理について

本市では、債権管理について名古屋市債権管理条例、名古屋市債権管理条例施行細則及び債権管理・回収の手引き等（以下「債権管理条例等」という。）で取扱いを定めている。債権管理条例等では、債権について、履行期限が経過しているにもかかわらず債務が履行されていない場合は、期限を指定して書面により督促することとされているほか、管理台帳（以下「債権管理台帳」という。）を整備して債権の金額や督促状の発付日、債務者との交渉の経過を記載することなどが定められている。また、滞納者の所在が不明となったときは、住民票の写しや商業法人登記事項証明書等を取得し、住所の異動等を調査すること（以下「公簿調査」という。）などにより、その所在を調査することとされている。

なお、督促には、債務者に対する履行の請求としての効果のほか、時効中断や延滞金の徴収の前提要件になるなどの法的効果がある。

ア 道路占用料の債権管理について

道路上に電柱や広告塔など一定の物件や工作物等を設置し、継続して道路を使用する場合（以下「道路の占用」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）及び道路の占用料等に関する条例に基づき、道路管理者の許可を受けなければならないとされており、道路管理者は、道路の占用の許可を行った場合には、同法に基づき道路占用料を徴収することとされている。

道路占用料に係る債権管理の状況について確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

(ア) 債権管理台帳が作成されておらず、債務者との交渉経過の記載がないもの

（千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、熱田土木事務所、
守山土木事務所、名東土木事務所）

(イ) 債務者の所在が不明となっているにもかかわらず、公簿調査を行っていないもの

債務者の所在が不明となっているものについて、今回の監査で実地検査を行った土木事務所の全てにおいて申請書に記載された連絡先への電話や現地確認のみを行っており、公簿調査等を行っていなかった。これらの中には督促状が債務者に送達されず、時効の中断など督促の法的効果が得られていないものも見受けられた。

(千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、昭和土木事務所、
熱田土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所)

(ウ) 債務者へ督促状が未到達のまま不納欠損処分を行っていたもの

督促状が未到達であったにもかかわらず公簿調査等を行うことなく、消滅時効期間が経過し不納欠損処分を行っていた。

(千種土木事務所、北土木事務所、昭和土木事務所、熱田土木事務所、
名東土木事務所)

特に債権管理台帳が作成されていない事例については、平成28年 5月13日に公表した緑政土木局の定期監査において、他の土木事務所に対し指摘しているところであり、同様の事例が見受けられたのは誠に遺憾である。土木事務所にあつては、債権管理台帳を整備するなど債権管理条例等に従い、適正な債権管理を行われたい。

また、道路占用料に関する債権管理事務の総括を所管する道路管理課にあつては、全ての土木事務所において債権管理条例等に従い適正な債権管理が行われるよう指導されたい。(道路管理課)

イ 道路損傷事故による原因者負担金の債権管理について

本市では、道路法の規定に基づき、交通事故等によって、ガードレールや道路照明等の道路施設に損傷を生じた場合（以下「道路損傷事故」という。）は、原則として、加害者から当該行為に係る確認書を徴取したうえで、加害者に対し復旧工事を行うよう命じることとされている。

ただし、道路管理上必要があると認められる場合は、道路管理者が加害者に代わって復旧工事を施行することができるとされており、その場合は、加害者に復旧工事に要した費用（以下「原因者負担金」という。）を負担するよ

う命じることとされている。

道路損傷事故による原因者負担金に係る債権管理の状況について確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

(ア) 加害者に対する督促状の発付や、加害者の所在が不明となった場合の公簿調査等が行われていなかったもの (千種土木事務所)

(イ) 加害者に対して原因者負担金を負担するよう命じていなかったもの
加害者から確認書を徴取できていなかったが道路管理上の必要があったため加害者に代わって施行した復旧工事について、実地検査時点において加害者に対して原因者負担金を負担するよう命じていなかった。

(名東土木事務所)

千種土木事務所にあつては、加害者に対する督促状の発付や公簿調査を行うなど、債権管理条例等に従い適正な管理を行われたい。名東土木事務所にあつては、加害者に代わって復旧工事を施行した場合には、加害者に対して原因者負担金を負担するよう命じられたい。

ウ 公園使用料（行為許可）の債権管理について

都市公園内で業として写真等を撮影する場合等においては、名古屋市都市公園条例に基づき当該行為に係る市長の許可を受けることとされており、各区の土木事務所では、行為許可に伴う使用料（以下「公園使用料（行為許可）」という。）に係る債権の管理を行っている。

公園使用料（行為許可）に係る債権管理の状況について確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

(ア) 債務者に対し督促状を発付していないもの

a 債務者に電話で催告しているものの、督促状を発付しなかった。
(昭和土木事務所)

b 債務者に電話及び文書にて催告しているものの、督促状を発付しなかった。
(中村土木事務所)

(イ) 債務者の所在が不明となっているにもかかわらず、公簿調査を行っていないもの

督促状を簡易書留にて送付したものの債務者に送達されず、督促の法的効果が得られていない状況であったが、公簿調査等を実施していなかった。

(北土木事務所)

中村土木事務所及び昭和土木事務所にあつては、債務者に対し督促状を発付するなど、債権管理条例等に従い適正な管理を行われたい。北土木事務所にあつては、債務者の所在地の公簿調査を行うなど、債権管理条例等に従い適正な管理を行われたい。

また、公園使用料（行為許可）に関する債権管理事務の総括を所管する緑地管理課にあつては、全ての土木事務所において債権管理条例等に従い適正な債権管理が行われるよう指導されたい。

(緑地管理課)

(2) 督促状の記載内容について

分担金、過入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入については、他の法律、条例等に定めがある場合を除き、地方自治法及び税外収入の延滞金の徴収に関する条例に基づき、督促をした場合においては延滞金を徴収することとされている。また、道路占用料は、道路法及び道路の占用料等に関する条例に基づき、督促をした場合においては延滞金を徴収することとされている。

なお、名古屋市債権管理条例施行細則（以下「債権管理規則」という。）では督促状の様式について定めており、延滞金を徴収する債権に係る督促状については、延滞金の計算方法並びに行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づく教示文言（以下「不服申立て等の教示」という。）を記載することとされている。

督促状の記載内容について確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 道路占用料に係る督促状について

道路占用料の債権管理事務の総括は道路管理課が所管しており、督促状の送付に係る事務手続きについては、道路占用料の督促状の送付等にかかる取扱要綱（以下「道路占用料督促状送付要綱」という。）に定めがある。

道路占用料督促状送付要綱で定めている督促状の様式を確認したところ、延滞金の計算方法に係る記載がされていなかった。(道路管理課)

イ 公園使用料(行為許可)に係る督促状について

公園使用料(行為許可)の債権管理事務の総括は緑地管理課が所管しており、公園使用料(行為許可)の債権管理に係る取扱いについては、平成25年3月1日付緑地管理課長名通知「公園使用料(行為許可使用料)の歳入管理に関する事務取扱について」に定めがある。

この通知で定めている督促状の様式を確認したところ、延滞金の計算方法及び不服申立て等の教示に係る記載がされていなかった。(緑地管理課)

延滞金は、債務の期限内における適正な履行を担保するとともに、期限内に納付している者との公平を維持するために設けられたものであり、原則として徴収しなければならないが、督促時に延滞金の計算方法及び不服申立て等の教示をしないことにより債務者が延滞金の支払の必要がない債権と誤認するおそれがある。債権管理規則の記載内容を満たした様式への変更を検討されたい。

(3) 水路等使用料の徴収事務について

河川管理課では、名古屋市水路等の使用に関する条例(以下「水路等使用条例」という。)に基づき、本市が管理する水路、堤防及びため池その他の水面(以下「水路等」という。)の使用について許可申請があった場合は、水路等の管理に与える影響等を確認したうえで使用を許可し、使用者から水路等使用料を徴収している。水路等使用条例によれば、使用者は、水路等使用料の使用の開始前に納入しなければならないとされている。

この事務について確認したところ、許可書に記載された使用開始日と納入通知書交付日が同日となっている事例が見受けられた。このため、財務会計総合システムにより収納日を調査したところ、これらの事例の多くが、使用開始日から相当日数を経過した後に納入されていた。

河川管理課によれば、申請者から早急に使用を開始したい旨の申請があった場合は、使用者に許可書と納入通知書を一緒に交付し、交付日からの使用開始を許可しているとのことであった。その際、河川管理課では、使用料納入後に

使用開始するよう口頭で指導しているとのことであったが、納入通知書の納期限は使用開始後の日付に設定されていた。

このような取扱いは、使用者の利便性を考慮したものであるとはいえ、使用者に、使用開始後に納入してもよいとの誤解を与えかねず、未収金が発生するおそれがある。

水路等使用条例の規定に従い、使用開始前に使用料が納入されるよう取扱いを改められたい。
(河川管理課)

(4) 公有財産の有償貸付について

河川計画課では、所管する公有財産について、貸付及び事業用定期借地権の設定を行い、借受人から貸付料を収入している。

この事務について確認したところ、貸付料の納入通知書を、貸付契約書及び事業用定期借地権設定契約公正証書（以下「契約書等」という。）に定められた納期限を過ぎてから発付している事例が見受けられた。

契約書等に定める支払期限が遵守されなければ、相手方の経営状況が悪化していた場合に、その把握が遅れ、未収金の発生及び累積を防止するための早期対応が不十分となるおそれがある。

契約に従った支払期限を設定した納入通知書を確実に発付するよう徹底するとともに、組織でのチェック体制を強化し、再発防止に努められたい。

(河川計画課)

2 支出事務

資金前渡とは、特定の経費について職員をして現金支払させるため、原則として債権者又は債権者及び債権金額が未確定であり、かつ、履行期が到来していない場合において特に必要があるときに限り、正当債権者ではない職員にあらかじめ概括的に資金を交付する制度である。

名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）では、前渡金受領者は、前渡金出納簿等に出納のつど記載し、その状況を明らかにすること、予算主管課の長は、資金前渡又は支払のなかった月を除き、毎月 1 回以上前渡金出納簿等を査閲し、現在金との符合を確認しなければならないことなどが定められている。

なお、前渡金出納簿は予算科目別に作成し、別に総括を附すこととされている。

(1) 資金前渡を受けた経費の執行について

緑政土木局では、非常配備体制の早期確立のため職員が自家用の自動車等で参集した場合の費用弁償に関する規程を定めており、総務課では、当該費用弁償に充てるため資金前渡により資金の交付を受けている。この事務について確認したところ、予算科目別に作成された前渡金出納簿の残高が一時的に赤字となっている事例が見受けられた。

理由について確認したところ、前渡金残高が不足していることに気付くことが遅れたため、結果として他の目的のために交付を受けた前渡金の執行残から一時的に立替えて支出することとなったとのことであった。

資金前渡は、前渡金受領者が自己の名と責任において会計規則等の定めを遵守し管理執行することが前提の制度である。交付を受けた経費の目的に従った執行を徹底されたい。 (総務課)

(2) 前渡金出納簿への登載等について

前渡金の関係書類を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 外部委員への謝金等について前渡金出納簿への登載が漏れていたもの

(道路利活用課、河川計画課、農業センター)

イ 前渡金出納簿へ登載した日付が誤っていたもの

(守山土木事務所、道路利活用課、河川計画課、緑地維持課)

ウ 資金前渡のあった月に前渡金出納簿を査閲に附していなかったもの

(技術指導課)

エ 費目を分けて前渡金出納簿の総括を複数作成していたもの

(千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、昭和土木事務所、
熱田土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所、農業センター)

オ 前渡金の通帳名義において、組織名、役職名、氏名の登録がされていなかったもの (熱田土木事務所)

前渡金出納簿への登載漏れや登載内容の誤り等が散見されたことから、会計

規則に基づき、前渡金出納簿に出納のつど正しく登載されるよう徹底されたい。

また、前渡金出納簿の総括を複数作成することにより、現在金との符合が煩雑になり適正に確認が行われないう可能性のあることから、会計規則に基づいた取扱いを徹底されたい。

さらに、これらの事例については全て予算主管課である企画経理課による査閲が行われていたことから、企画経理課にあつては、現在金との符合のみならず記帳方法についても確認を行い、前渡金出納簿が適正に作成されるよう指導されたい。特に、前渡金出納簿の総括を複数作成していた事例については、今回の監査で実地検査を行った土木事務所の全てにおいて見受けられたことから、他の土木事務所においても同様の事例がないか確認し、必要な指導をされたい。

(企画経理課)

3 契約事務

(1) 受託者に関する資格要件等の確認について

緑政土木局では、業務委託契約を締結する際、契約の適正な履行を確保するため、特記仕様書で受託者の資格要件等を定め、その確認資料の提出を求める場合がある。また、警備業など一部の業務については、法令により認定又は許可を受けた者でなければ営んではならないと定められている。

資格要件等の確認の状況について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 特記仕様書で定める資格認定証の写し等が未提出であったもの

(昭和土木事務所)

イ 受託者から提出された下請負人の警備業認定証の有効期限が、契約の履行開始前に切れていたもの

(河川工務課)

受託者に関する資格要件等の確認が不十分であると、契約の適正な履行に支障をきたすおそれがある。

受託者から資格要件等に係る書類の提出を確実に受け、内容を十分に確認するよう注意されたい。

(2) 産業廃棄物の処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）（以下「廃棄物処理法」という。）では、事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。また、事業者が廃棄物処理法第 2条第 4項に該当する廃棄物（以下「産業廃棄物」という。）の運搬や処分を他人に委託する場合は、運搬の許可や処分の許可を受けた者に委託するとともに、当該委託契約に係る産業廃棄物の種類や数量等を記載した産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならないこととされている。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第 300号）では、産業廃棄物処理の委託契約を行う場合は、契約を書面により行うこととされている。

備品の管理について確認を行ったところ、耐火金庫等の処分にあたり産業廃棄物に該当するという認識がなく、廃棄物処理法に基づく許可を受けていない事業者の有償で処分の委託をしており、マニフェストの交付及び契約書の作成を行っていない事例が見受けられた。

産業廃棄物の処分については、過去に公表した他局の定期監査においても再三指摘しているところであり、このような事例が見受けられたことは誠に遺憾である。排出事業者としての責務を認識し、廃棄物処理法等に基づき適正に処理を行われたい。

（守山土木事務所、自転車利用課）

4 財産管理事務

(1) 道路占用許可に係る工事完了届について

名古屋市道路管理規則（以下「道路管理規則」という。）では、道路の占用の許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、当該許可に関する工事が完了したときは、直ちに工事完了届を市長に提出して、その検査を受けなければならないと規定している。

道路の占用の許可に関する書類（以下「道路占用許可関係書類」という。）を確認したところ、今回の監査で実地検査を行った土木事務所の全てにおいて、道路占用許可書にある工事の期間が終了しているにもかかわらず、工事完了届

の提出がされていない事例が散見された。

このような場合の対応について確認したところ、いずれの土木事務所においても道路占有者に電話連絡することなどにより提出を促すとのことであり、また、道路パトロールによる現地調査を実施し、許可期間を超えての占有の有無や道路の復旧状況を確認しているとのことであった。しかしながら、道路パトロールの結果は道路パトロール日報に記載されるものの、道路占有許可関係書類と一元的に管理されていたものは見受けられなかった。

土木事務所にあつては、道路占有者が道路管理規則に基づき工事完了届を提出するよう指導を徹底されたい。また、工事完了届の提出遅延のため道路パトロール等により現地を確認した事例について、その内容を道路占有許可関係書類と一元的に管理できるような手法について検討されたい。

(千種土木事務所、北土木事務所、中村土木事務所、昭和土木事務所、
熱田土木事務所、守山土木事務所、名東土木事務所)

なお、土木事務所で提出を促す取組みを実施しているにもかかわらず、工事完了届の提出漏れが散見される現状に鑑みると、工事完了届が未提出である場合の取扱いを定める必要があると思われる。これらの事務を所管する道路管理課にあつては、工事完了届が未提出である場合においても適切な道路管理が担保されるよう、その手法について検討されたい。(道路管理課)

(2) 寄附受納について

本市では、寄附による物品の受入事務について、会計規則及び物品会計事務の手引きにおいて取扱いを定めている。これらによると物品の受入は、受入れの決定の後、物品管理者が物品出納員に対し、物品受入通知書を用い受入通知することによって行うこととされているほか、物品を受納した際には、寄附申出者に対して物品出納員名の受領書を交付することとされている。ただし、食料品等一部の物品については受入通知を省略することができる。

また、受納した物品が備品に該当する場合は、電子計算機（以下「物品管理システム」という。）に登録し、常に使用状況を明らかにしておかなければならないとされている。なお、本市における備品とは、その品質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用でき、かつ、その価格が市会計管理者の

定める価格以上の物品及び美術工芸品とされている。

東山総合公園では、企業及び個人より寄附を募っており、バナナ等の物品による寄附を受け入れている。これらの事務について確認したところ、以下のようない事例が見受けられた。

ア 受入通知を行っておらず、物品出納員名の受領書も交付していないもの
ティンガティンガ絵画始め14件について、受入れの決定をしているものの受入通知を行っておらず、物品出納員名の受領書も交付していなかった。

イ 物品出納員名の受領書を交付していないもの
バナナ（平成29年度受納分の一部）について、受入れの決定をしているものの物品出納員名の受領書を交付していなかった。

ウ 受入れの決定を行うことなく受納しており、物品出納員名の受領書も交付していないもの
バナナ（平成28年度受納分及び平成29年度受納分の一部）について、受入れの決定を行うことなく受納しており、物品出納員名の受領書も交付していなかった。

エ 備品を受け入れたにもかかわらず、物品管理システムに登録していないもの
ティンガティンガ絵画始め84点について、物品管理システムに登録していなかった。

寄附により受納した物品は、その帰属や取得経緯が不明となるおそれがあるため、会計規則及び物品会計事務の手引きの定めに従い、適正に事務を行われたい。特に、受領書は寄附申出者にとって取引を証明する重要な書類であるため、漏れなく交付されたい。

また、寄附により受納した物品が備品に該当するにもかかわらず物品管理システムに登録されていなかった事例が多数見受けられたことから、自らの財産を管理するという意識が希薄であると言わざるを得ない。組織として備品登録が確実に行われる仕組みを構築し、適正な財産管理を行われたい。

（東山総合公園）

5 行政運営事務

(1) 公園愛護会及び街路樹愛護会の認定について

本市では、市の管理する公園、街路樹等を愛護する活動を行うことを目的として組織された団体を公園愛護会又は街路樹愛護会（以下「愛護会」という。）として認定しており、その活動に対し報償費を交付している。愛護会の認定等の要件及び具体的な手続きについては、緑のまちづくり条例、緑のまちづくり条例施行細則、公園愛護会要綱及び街路樹愛護会要綱（以下「緑のまちづくり条例等」という。）により定められている。

緑のまちづくり条例等では、愛護会の認定にあたっては、公園愛護会、街路樹愛護会の双方とも、役員として会長、副会長及び3名以上の委員を置くこと、他の愛護会の役員を兼ねることはできないこととされている。また、公園愛護会の構成団体は、同一公園で活動する別の公園愛護会の構成団体となることができないこととされており、街路樹愛護会の構成団体は、同一路線で活動する別の街路樹愛護会の構成団体となることができないこととされている。なお、愛護会の認定は、団体から愛護会認定申請書等（以下「申請書等」という。）の提出を受けた土木事務所等の副申を踏まえ緑地利活用室が行うこととされている。

今回監査対象とした土木事務所及び東山総合公園において、申請書等を確認したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 同一の公園で活動する公園愛護会において、役員が重複しているもの

（北土木事務所）

イ 同一の路線で活動する街路樹愛護会において、構成団体が重複しているもの

の

（名東土木事務所）

上記のような事例が見受けられたことから、申請内容の確認が十分に行われていないのではないかと懸念される。特に役員重複については、平成28年5月13日に公表した緑政土木局の定期監査において、他の土木事務所に対し指摘しているところであり、このような事例が見受けられたのは誠に遺憾である。土木事務所にあつては、申請内容を十分に確認し副申されたい。また、緑地利活用室にあつては、申請書等の内容確認が適正に行われるよう土木事務所との

連携を密にし、再発防止に努められたい。

(緑地利活用室)

なお、アの事例については、役員の重複が解消され必要な措置が講じられた。

第4 意見

適正な債権管理の推進について

本市では、平成28年度から平成30年度までを計画期間とした第3次名古屋市債権管理計画（以下「債権管理計画」という。）に基づき適正な債権管理の一層の推進、さらなる未収金の圧縮に努めているところである。債権管理計画では、所管局等において、債権の発生から消滅までの一連の債権管理を継続的に実施し、検証し、改善することなどにより未収金の圧縮に取り組むこととしている。

これを受け、緑政土木局では、平成30年度末における未収金額を2,200万円以下とする目標を掲げ、債権管理計画に基づき未収金のある債権ごとに債権管理の年間目標を設定し、未収金の圧縮に努めているところである。

しかしながら、今回の監査では、複数の所属において債権管理条例等に基づく債権管理台帳の作成がなされていない事例、督促状が発付されていない事例、督促状が返戻されたにもかかわらず公簿調査等を実施していない事例が見受けられた。

また、主要債権^(注)である道路占用料の債権回収を担当している土木事務所では、道路管理課からの通知等に従い訪問及び電話連絡による催告などにより未収金の回収に取り組んでいるところであるが、債務者の所在が不明であることを把握している場合であっても、いたずらに現地訪問や電話連絡を繰り返すのみで、公簿調査等に着手していない事例が見受けられた。

緑政土木局にあっては、債権管理の現状を把握し、課題を洗い出されたい。そのうえで、例えば、道路占用許可の事務であれば、許可を決定したところで事務が終了するのではなく、許可の先には道路占用料の徴収があり未収金の債権管理が必要となるという意識が事務を担当する職員に十分浸透するように、債権管理に関する事務をマニュアルに加えることなどにより、職員の債権管理に関する意識を醸成し、自律的かつ持続的な債権管理の推進に努められたい。

(注) 主要債権とは、前年5月末時点において、未収金総額が1,000万円以上かつ滞納者数が10人以上である債権又は滞納者数が1,000人以上である債権をいう。

監 査 種 別 定期監査（工事監査）

監 査 対 象 交通局

監 査 期 間 平成29年 9月14日から
平成30年 5月 9日まで

監 査 結 果

第1 監査の実施方法

今回の監査では、交通局における平成27年10月1日から平成29年9月30日までに完了及び平成29年9月30日時点で施行中の工事並びに調査・設計及び保守管理委託を次表のとおり抽出した。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	957	95	9.9	23,545	7,183	30.5
委託	1,541	30	1.9	12,869	784	6.1

監査にあたっては、設計・積算・施工・検査・維持管理業務及び委託業務などが適正に執行されているかといった視点に加え、施設の機能が果たせるよう適正に設計されているか、工事の品質が確保されるよう適切に工事監理されているかなどに着眼して、書類調査及び現地調査を行った。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 設計

屋内消火栓用配管などの耐震設計について

(2) 施工

高所作業の安全管理についてなど 4項目

2 意見

安全に配慮した工事監理の徹底について

第3 指摘事項

1 設計

屋内消火栓用配管などの耐震設計について

国土交通省監修の建築設備耐震設計・施工指針（以下「指針」という。）では、建築物と建築物との間の空間部分を横断する配管については、可とう性のある継手^(注)を使用すると定めている。

「稲西営業所老朽化対策工事（管工事）」では、指針に基づき配管などの改修工事を行っていた。稲西営業所はバスを点検整備する整備棟と事務所棟が隣接しており、隣接した箇所は鋼製の材料で覆われていたことから、空間部分がないものとして、一つの建築物として配管の設計を行っていた。しかし、設計資料などを確認したところ、鋼製の材料で覆われていた箇所には空間部分があり、各棟は別々の建築物であったことから、その部分を横断する屋内消火栓用配管及び給湯配管などは、指針に基づき可とう性のある継手を使用するなど、耐震設計が必要であった。

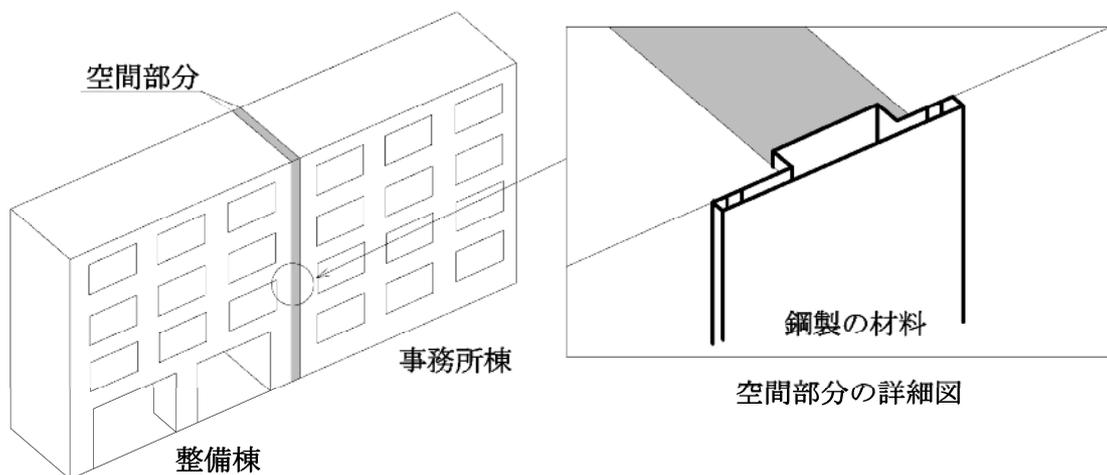
屋内消火栓用配管の設計にあたり耐震設計が行われていない場合、地震に伴い発生する火災に対して、配管が損傷し消火活動の支障となるおそれがある。

配管工事の設計にあたっては、現地の状況や設計資料などを十分に確認し、必要な場合には指針に基づき耐震性が確保されるよう設計を行われたい。また、今回指摘した配管については速やかに改善工事を実施されたい。（営繕課）

なお、交通局においては、指摘に基づき平成30年 3月までに改善工事を行った。

(注) 可とう性のある継手

地震時の揺れを吸収することができる、配管の一部に設けられるもの。



建築物と建築物との間の空間部分 イメージ図

2 施工

(1) 高所作業の安全管理について

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）では、高さが2メートル以上の作業床^(注)の端、開口部などで墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には手すりなどを設けるよう定めている。また、これらのことが困難な場合において、安全帯を使用させるなど墜落による労働者の危険を防止するための対策を講じるよう定めている。

「名古屋駅の施設改良工事その1（建築工事）」では、地下鉄桜通線名古屋駅構内において、工事用仮囲いの範囲で、既設階段（以下「階段」という。）の踊り場先から階段下までを撤去し、エレベーターの昇降路部分を構築する工事を行っていた。その工事では、階段上から踊り場までを作業床としており、基礎部分の工程では、作業床である踊り場の端から鉄筋など資材の上げ下ろし、コンクリートの流し込みなどの作業を行っていた。しかし、高さ約4メートルでの作業であったにもかかわらず、規則で定める手すりなど墜落による労働者の危険を防止するための対策を講じていなかった。

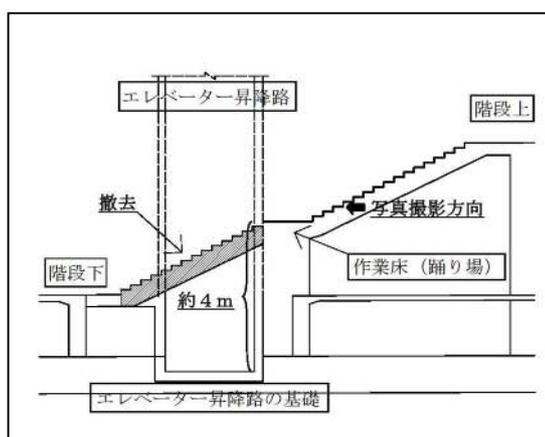
既存施設を改修する場合には、作業工程上高低差が生じ転落防止の対策が必要となる場合もあり、工程の進行に合わせて適切な安全対策が求められる。

交通局では、地下鉄駅施設の利便性向上にむけ施設改良工事も予定されており、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、規則に基づき手すりを設けるなど適切に安全管理を行うよう受注者を指導されたい。

(営繕課)

(注) 作業床

足場の作業床、建設途上のビルの床部、屋上の床板など平面的な広がりをもった建設物などの部分で、通常その上で労働者が作業することが予定されているもの。



エレベーター昇降路の構築位置

作業床 (踊り場) の端から昇降路を撮影

イメージ図

(2) 給水管の耐圧試験について

給水管の耐圧試験は、管の内部に圧力をかけることにより、施工した管に水漏れがないことなどを確認するための重要な試験である。給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成 9年厚生省令第14号。以下「省令」という。）では、「給水装置^(注)に該当する給水管」における耐圧試験の圧力値は、1.75メガパスカルと定めている。

「御器所駅のバリアフリー整備工事（管工事）」では、地下鉄鶴舞線駅構内において給水管の一部を取り替えて、既設配管と接続する工事などを行っていた。新しく取り替えた管は「給水装置に該当する給水管」であり、その管に行った耐圧試験の圧力値を確認したところ、既設配管との接続後に試験を行って

いたことから、既設配管に設けられた蛇口やバルブなどの給水用具に損傷を与えないよう省令で定める圧力値より低い 1.0メガパスカルで試験を行っていた。

「給水装置に該当する給水管」の耐圧試験については、施工した管に水漏れがないことなどを確認するための試験であることから、省令に従い適正な圧力値で行われたい。 (営繕課)

(注) 給水装置

名古屋市上下水道局などの水道事業者が管理している道路下に埋設された配水管から分岐して、水を供給するために設けられた給水管及び給水用具。

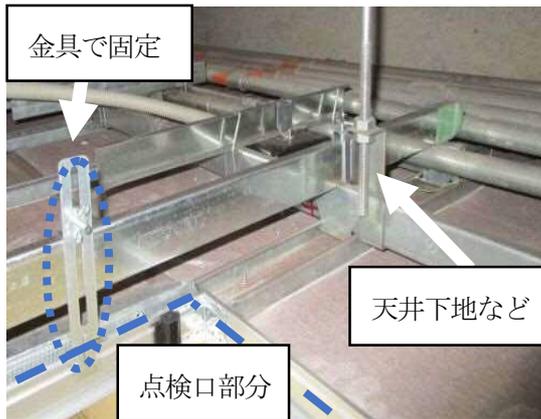
(3) 天井点検口の施工について

交通局では、地下鉄駅構内の天井面は、地下鉄構造物に固定された鋼材（以下「天井下地」という。）下面に取り付けられている。天井面に天井点検口（以下「点検口」という。）を設ける場合には、点検口の落下を防ぐため天井下地などに取り付け、固定することとしている。

「市役所駅始め 6 駅トイレ感知器設置に伴う天井点検口設置工事（建築工事）」では、地下鉄駅構内のトイレの天井面に点検口を設置する工事を行っていた。点検口の設置にあたり、天井下地などに固定しなければならないが、複数の点検口では、これらの施工が適切に行われていなかった。

頭上の点検口が固定されておらず、落下した場合には重大な事故につながるおそれがある。そのため、施工方法に従い固定されていることを工事の各段階で確認するなど工事監理を確実に行われたい。また、今回指摘した点検口については速やかに改善工事を行われたい。 (施設事務所)

なお、交通局においては、指摘に基づき平成30年 1月までに改善工事を行った。



固定された点検口



固定されていない点検口

(4) 可動式ホーム柵制御盤の漏水対策について

交通局では、地下鉄の駅において、地下水の影響などにより地下鉄構造物の天井面や壁面からの漏水が生じることがあるため、地下に設置している信号、通信設備などの電子機器を収めた盤について、その盤の内部に漏水が浸入し故障することがないように必要に応じて漏水対策を行うこととしている。

「東山線可動式ホーム柵設置に伴うDCU装置製造設置工事（特殊電気工事）」では、地下鉄東山線の各駅に、可動式ホーム柵を制御する盤（以下「制御盤」という。）を設置していた。設計図書では、電子機器を収めた制御盤の上面には、電子機器から発生する熱を排出させる通気孔を設けることとしており、そこから漏水が浸入しないように、屋根を設置するなど制御盤の漏水対策を行うことと定めていた。しかし、池下駅では、通気孔を設けた制御盤の上面にはケーブル類を束ねた既設配線が近接していたため屋根の設置に支障となっており、必要な漏水対策を行うことなく、可動式ホーム柵の使用開始から約2年間放置していた。

制御盤への漏水の侵入により可動式ホーム柵が制御できなくなった場合、東山線の運行に影響が生じるおそれがある。東山線は、名古屋駅を始め栄駅など乗降客が多く、利用者への影響も大きいことから、地下鉄の安全運行に支障が生じることがないように、速やかに漏水対策を行われたい。（電気課）

なお、交通局においては、指摘に基づき平成30年1月までに、屋根の取り付け高さを変更して漏水対策の改善工事を行った。

第4 意見

安全に配慮した工事監理の徹底について

交通局では、市民生活、都市活動を支える重要な都市交通事業を行っている。そのなかで地下鉄事業は開業から60周年を迎えており、老朽化が進行した施設の改修、バリアフリー化、浸水・豪雨対策など誰もが使いやすく安全な施設となるよう整備を行っている。

監査の結果、指針に基づき耐震設計が行われていなかった事例、点検口が固定されておらず落下するおそれがあった事例及び可動式ホーム柵制御盤の漏水対策を行うことなく放置していた事例など施設利用者に対して、安全で安心して施設を利用してもらうための配慮に欠けた事例が見受けられた。工事の施工において、安全な運行に支障はないか、工事の不備が重大な事故につながるおそれはないかなど、施設利用者の立場に立って安全を意識した工事監理に努めることが重要であると考えられる。

こうした事例を発生させないために、施設利用者が施設を利用しながら工事を行う場合では、営業時間外での作業など施工条件をもとに、施設利用者への安全対策を始め、作業現場における安全対策、品質確認を各工程でどのように行うかなど、必要に応じて設計図書に定めるなどあらかじめ十分検討しておくことが重要である。また、工事の施工にあたり、それらの検討を踏まえて、受注者と施工計画について十分協議したうえで着手し、工事の進行にあわせて不備がある場合にはその都度指導するなど適切な工事監理を行うことが重要であると思料される。

そのためには、安全対策など関係法令の習得においては、施工事例なども踏まえた具体的な設計・施工に関連づけた技術研修を行うなど、職員の技術力向上にむけた継続的な取り組みを行われたい。また、工事監理において、品質確認が適切に行われていることを確認する場合は、あらかじめ、確認の時期及び方法などを協議し、施工計画に具体的な内容として定めて確実に行うよう徹底されたい。

交通局においては、工事期間中における施設利用者の安全確保はもとより、誰もが安全で安心して利用できる施設の整備により一層努められたい。

監 査 種 別 定期監査及び行政監査

監 査 対 象 教 育 委 員 会

区 役 所

財 政 局

契約部

(区役所及び財政局については、教育委員会
関連事務に限る。)

監 査 期 間 平成29年 9月22日から

平成30年 5月15日まで

監査結果

第1 監査の実施方法

今回の監査は、教育委員会、区役所及び財政局の事務について、主に次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
教育委員会	事務局	生涯学習課、スポーツ振興課、文化財保護室、
	生涯学習部	見晴台考古資料館
	図書館（鶴舞中央、南、名東）	
	博物館（蓬左文庫及び秀吉清正記念館を含む。）	
	美術館	
科学館		
区役所 (南区、天白区)	区政部	地域力推進室、生涯学習センター
財政局	契約部	

(注) 区役所及び財政局については、教育委員会関連事務に限る。

監査は、これらの課室公所で処理している事務のうち、主として平成28年10月1日から平成29年9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、関係帳票及び証書類等を調査し、必要な事項については実地検査を行った。

今回の監査では、主に、使用料等の収入に係る事務や物品の維持管理は適正に行われているかなどに着眼して調査した。

第2 監査結果の概要

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

なお、監査対象とした教育委員会等が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

1 指摘事項

(1) 収入事務

学校施設開放に係る使用許可事務及び使用料の収入事務についてなど 2項目

(2) 支出事務

補助対象経費の確認について

(3) 契約事務

仕様書等に定められた内容の履行の徹底について

(4) 財産管理事務

観覧券の出納及び残高の管理についてなど 4項目

(5) 行政運営事務

公印の印影印刷に係る申請及び承認についてなど 3項目

2 意見

(1) 適正な事務の執行体制（内部統制体制）の整備について

(2) 図書等の適切な管理と業務の効率化について

第3 指 摘 事 項

1 収入事務

(1) 学校施設開放に係る使用許可事務及び使用料の収入事務について

本市では、市民の教養の向上等をはかることを目的として、小学校の運動場、体育館等を学校教育に支障のない範囲内において、市民の生涯学習その他地域活動の場として開放している（以下「生涯学習開放」という。）。これに関する事務については、名古屋市学校施設開放に関する規則及び名古屋市生涯学習開放実施要綱（以下「規則等」という。）に定められている。

生涯学習課では、生涯学習開放を実施する学校施設（以下「開放施設」という。）27校の管理運営を一括して公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会に委託しており、受託者は、使用申込の受付、使用料に係る納入通知書の作成事務などを行っている。ただし、当該委託契約において、使用許可及び使用料徴収の権限は、受託者に委ねられていない。

生涯学習開放の使用許可事務及び使用料の収入事務について調査したところ、図 1 のような事務の流れとなるべきところ、図 2 に示すような事務が行われており、以下のアからウのように事務手続上の問題点が見受けられたほか、エに示すように使用料について有償・無償の判断の異なる事例が見受けられた。

図 1 生涯学習開放に係る本来の事務の流れ

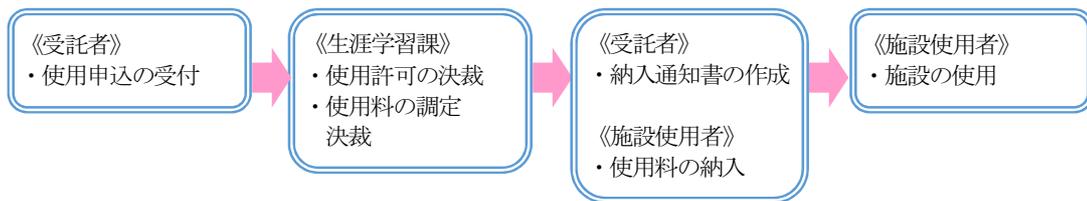
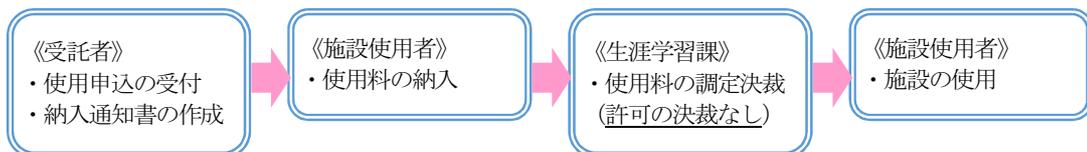


図 2 生涯学習開放に係る現在の事務の流れ



ア 無償分の使用申込書の提出を確認していなかったもの

規則等によれば、開放施設の専用使用にあたっては、有償・無償を問わず使用申込書を教育委員会に提出しなければならないとされているが、無償分の使用申込書については一部を除いて受託者から送付されておらず、利用者からの提出の有無自体を含め、確認していなかった。

イ 使用許可の決裁を行っていなかったもの

規則等によれば、開放施設の専用使用にあたっては、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならないとされているが、全ての申込について、使用許可の決裁を行っていなかった。

ウ 調定決裁について、使用料の収納後に一括して事後決裁を行っていたもの

本来であれば、調定決裁後に納入通知書を交付して使用料を収納すべきであるが、決裁前に使用料が収納されていた。なお調定決裁簿については、調定日が異なる収入を収入済年月日等の内容も含めて一覧表にし、一括して決裁されていた。

エ 各開放施設によって、使用料の有償・無償の判断が異なっていたもの

規則等によれば、地域の公共的団体が行う事業等については無償とすることができるとされているが、自治会の会議での使用、保育園及び幼稚園の行事での使用について、無償としている施設と、有償として使用料を徴収している施設が混在していた。

平成26年 5月16日に公表された教育委員会の定期監査において、他課所管施設である学校体育センターの使用について、本件同様、事務手続の流れに関して指摘し、改善が図られたところであるが、この監査結果が生涯学習開放の事務に反映されていなかった。

生涯学習課においては、利用者の利便性を考慮しつつ、本来の事務手続の流れになるよう、適正な使用許可事務及び収入事務を行われたい。また、利用者の平等利用が損なわれないよう、使用料の有償・無償について、統一的な判断を行われたい。

(生涯学習課)

(2) 博物館友の会会員の観覧料について

名古屋市博物館条例等によれば、博物館資料の展示会場へ入場しようとする者は、観覧料の納付と引き換えに、観覧券の交付を受けなければならないとされている。

博物館には、館の活動の支援及び普及活動等により博物館を応援する目的を持つ、名古屋市博物館友の会（以下「博物館友の会」という。）という任意団体がある。そして博物館友の会規約には、入会者の特典として、会員証を提示することで、博物館の常設展に無料で入場できることが掲げられており、博物館友の会会員が本来納付すべき観覧料は、博物館友の会から博物館へ支払われることとなっている。

博物館における常設展観覧料の収入事務について調査したところ、観覧料の後納を認める規定がないにもかかわらず、博物館友の会会員の観覧料について、入場した当日ではなく、年間を通じて常設展へ入場した人数を計上し、年度末にまとめて博物館友の会より徴収していた。

博物館においては、博物館友の会会員の観覧料について、実態に合わせて規定を整備することを含め、適正な収入事務となるよう改められたい。（博物館）

2 支出事務

補助対象経費の確認について

本市では、各区のスポーツ推進委員連絡協議会（以下「区連協」という。）の活動が円滑に推進されることを目的として、区連協に対し、区スポーツ推進委員連絡協議会等運営補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき補助金を交付しており、各区地域力推進室において、「区スポーツ推進委員連絡協議会等運営補助金 事務の手引き」（以下「手引き」という。）に基づき、事務を行っている。

要綱及び手引きによると、区スポーツ推進委員による研修会への参加費等のうち、交通費等は補助対象経費とすることが認められているが、旅行傷害保険、意見交換会費等は補助対象経費とすることは認められていない。

また、補助事業終了後、区連協は、運営実績報告書に事業報告書及び補助対象経費にかかった支払証拠書類の写しを添付して、実績の報告を行うものとさ

れており、区地域力推進室では、区連協から提出された支払証拠書類の写しを点検し、補助対象になりうるものか否かを確認した上で、事業報告書に補助対象となる金額を付記している。なお、補助対象経費と補助対象外となる経費が混在した領収書となる場合があるが、その際には、区地域力推進室において内訳を整理して付記をしている。

南区及び天白区において、事業報告書及び領収書の写しを調査したところ、区スポーツ推進委員の研修会に係る情報交換会費等、補助対象外とすべき経費についても補助対象経費に含め、事業報告書に付記していた。

補助対象外とすべき経費を除いても補助の上限額を上回っているため、結果として補助金額は同額であったが、南区及び天白区地域力推進室においては、補助金の精算にあたり補助対象団体から提出された実績報告書等の確認を十分に行い、適正に補助金の精算事務を行われたい。(南区、天白区地域力推進室)

3 契約事務

仕様書等に定められた内容の履行の徹底について

業務委託などの契約では仕様書等で履行すべき内容が定められており、契約の適正な履行の確保のため、必要に応じて契約相手方の業者にあらかじめ履行の計画や実施体制などの書類の提出等を求めている。

契約事務について調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

ア 業者から提出を受けるべき書類を徴取していないもの

業務委託契約において、仕様書で事前に実施計画書、業務従事者の名簿や経歴書、業務日程表などの書類の提出を受けることとされているが、徴取されていない書類があり、業務遂行の工程や実施者・実施体制、必要な経歴や資格を満たした者が業務に従事しているかなどについて客観的な確認が行われないまま業務が履行されていた。(鶴舞中央図書館、南生涯学習センター)

イ 貸付条件として定めた手続が行われていないもの

商品販売や食事の提供等のために施設の一部を貸し付ける契約において、貸付条件として事前に業者から販売品目や販売価格の一覧表の提出を受けるなどして承認を行うこととされているが、一部の品目・価格の一覧表の提出を受けていないなど承認の手続が漏れている事例があった。(科学館)

平成26年 5月16日に公表された教育委員会の定期監査において、科学館を含む複数の課公所で仕様書等に定められた書類を徴取していない事例を指摘しているが、今回も同様の事例が見受けられたことは、誠に遺憾である。

仕様書等で必要としている事前の書類の徴取や承認の手続が徹底されていない状況では、契約が適正に履行されるのか十分に確認することはできない。必要書類を確実に徴取するなど、仕様書等に定められた内容を徹底されたい。

なお、南生涯学習センターについては、業者から不足する書類の提出を受けたことにより措置が講じられた（平成30年度以降、指定管理者制度を導入）。

4 財産管理事務

(1) 金券類等の出納及び残高の管理について

ア 観覧券の出納及び残高の管理について

名古屋市会計規則等によれば、観覧券の受払いについては出納のつど金券類等出納簿（以下「出納簿」という。）に登載することとされており、科学館では、出納簿により観覧券の出納及び残高の管理を行っている。

科学館における金券類の管理状況について調査したところ、出納簿に登載されていた観覧券の残高と実際の保管枚数が一致しない事例が見受けられた。この不一致については、販売した観覧券の出納簿への登載誤りや、書損の登載漏れ等が原因であった。

この登載誤り等から実地検査当日まで約 7か月もの間、出納簿の残高は修正されずそのままの状態となっており、管理が適切になされているとは言い難い状況であった。

科学館においては、出納のつど、出納簿へ正確に登載するとともに現物との照合を確実に実施し、厳正な管理を行われたい。 (科学館)

なお、金券類の管理については、平成26年 5月16日に公表された教育委員会の定期監査においても他の部署について指摘したところであり、監査結果が教育委員会内で共有されていないものと思われる。企画経理課においては、監査結果の周知徹底に努められたい。 (企画経理課)

イ 招待券の出納及び残高の管理について

蓬左文庫では、徳川美術館^(注)が作成する蓬左文庫・徳川美術館共通の招待券を、特別展の開催ごとに受領して配布を行っており、管理簿を作成して配布先・枚数の管理を行っている。この方法は、招待券を換金し、その現金を簿外保管する等の不適正な会計処理の発生を防止するためのものである。

蓬左文庫における招待券の管理状況について調査したところ、管理簿に登載されていた招待券の残高と実際の保管枚数が一致しなかった。この不一致については、配布した招待券の管理簿への登載誤りが原因であった。

この登載誤りから実地検査当日まで約7か月もの間、管理簿の残高は修正されずそのままの状態となっており、管理が適切になされているとは言い難い状況であった。

蓬左文庫においては、配布のつど、管理簿へ正確に登載するとともに現物との照合を確実に実施し、厳正な管理を行われたい。(蓬左文庫)

(注) 徳川美術館は、公益財団法人徳川黎明会が運営する私立美術館であり、蓬左文庫の展示室と館内でつながっている。

(2) 行政財産の目的外使用許可について

行政財産は、地方自治法の規定に基づき、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可し、貸し付け、又は私権を設定することができることとされている。本市では、名古屋市財産条例及び名古屋市公有財産規則等により、必要な手続や使用料の算定方法について定めている。

博物館及び美術館において、行政財産の管理状況について調査したところ、いずれも売店設置のため行政財産の目的外使用許可を行っているが、許可の範囲を超えて陳列棚等が設置されていた。

博物館及び美術館においては、使用物件の使用状況を実地において調査するなど、名古屋市公有財産規則等に従って、行政財産の管理を適正に行われたい。

(博物館、美術館)

(3) 物品管理システムへの登録について

地方自治法によれば、物品とは本市の所有に属する動産で、現金、公有財産及び基金に属するもの以外のもの及び使用のために保管する動産とされている。物品のうち、備品については名古屋市会計規則で定めるところにより、電子計算機（以下「物品管理システム」という。）に登録し常に使用状況を明らかにしておかなければならないとされている。なお、本市における備品とは、その品質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用でき、かつ、その価格が市会計管理者の定める価格以上の物品及び美術工芸品とされている。

本市では、美術品及び歴史、考古、民族等に関する資料を取得するために運用する名古屋市美術品等取得基金（以下「基金」という。）を設置しており、基金により購入した美術品については、一般会計予算により基金からの買戻しを行っており、買い戻した美術品について物品管理システムに登録している。

また、寄贈により美術品を受け入れる場合は、寄贈の承諾の決定後、美術品を受領した際に寄贈者に受領書を交付し、受領した美術品について物品管理システムへの登録を行っている。

基金から買い戻した美術品の管理状況を調査したところ、平成26年度に買い戻した美術品 2件約 304万円及び平成28年度に買い戻した美術品 2件約 1,717万円が物品管理システムに登録されていなかった。

また、寄贈により受け入れた美術品の管理状況を調査したところ、平成26年度に受領した美術品 156件 7,968万円が物品管理システムに登録されておらず、さらに平成29年 3月に寄贈の承諾を決定した美術品25件 8,165万円について、事務遅延により平成29年 9月まで受領書の交付が行われず、物品管理システムへの登録が遅れていた。

市民の貴重な財産である美術品について、会計上の残高を正確に把握するため、美術館においては、組織として登録が確実に行われていることをチェックする仕組みを構築するなどし、基金からの買戻し及び寄贈者からの受領に合わせて物品管理システムへ登録されたい。

また、寄贈の承諾を決定した美術品については、速やかに受領の手続を行われたい。

(美術館)

5 行政運営事務

(1) 公印の印影印刷に係る申請及び承認について

名古屋市教育委員会公印規則では、公印の名称、その書体、寸法及び形式等が定められており、一時に大量に教育委員会印又は教育長印の押印を必要とする様式等については、管守者の承認を得て、公印の押印に代えてその印影又はこれを伸縮した印影を印刷することができるとされている。一部の用途を除き教育委員会印及び教育長印の管守者は総務課長と定められていることから、印影を印刷しようとする者は総務課への申請を行い、承認を得ることとなる。

公印の印影印刷の申請事務を調査したところ、スポーツ振興課において教育委員会印の書体を、鶴舞中央図書館において教育委員会印の印刷枚数をそれぞれ誤って申請している事例が見受けられた。

一方、総務課における公印の印影印刷の承認事務について確認したところ、印影印刷の申請を受ける際、印刷する様式の施行決裁（以下「施行決裁」という。）の提出を求めているにもかかわらず、申請書に記載された使用印影や書体、印刷枚数等の記載をもって承認しているとのことであった。そのため先の2つの事例については誤った内容で承認が行われる結果となっていた。

公印は、公務上作成された文書に関し、当該文書の真正な作成を認証することを目的とするものであることから、その管守、使用等に当たっては、厳正確実に行わなければならない。

スポーツ振興課及び鶴舞中央図書館においては、組織的に十分な確認を行い、適正な申請事務を行われたい。総務課においては、公印の重要性に鑑み、管守する公印の印影印刷の手続について、申請所属に対し適正に行うよう指導するとともに、施行決裁を確認するなどして申請内容に不備がないか十分に確認の上、承認を行われたい。（総務課、スポーツ振興課、鶴舞中央図書館）

(2) 亡失したものとみなした図書の弁償について

図書館では、名古屋市図書館館則及び名古屋市図書館館則施行要綱（以下「館則等」という。）に基づき、貸出図書の返納催促を3回行っても返納されないときには、貸出図書を亡失したものとみなして、利用者に対して「貸出図書亡失決定のお知らせ」によりその旨を通知している。また、館則等では、貸出図書

を亡失したものとみなした場合には、館長の指示するところに従って代品又は相当の代金をもって弁償させることとしている。

この事務について調査したところ、「貸出図書亡失決定のお知らせ」では、貸出図書を亡失したとみなした旨及び図書の返納等があるまで新たな貸出ができない旨は記載しているものの、代品又は相当の代金のいずれの方法により弁償させるのかが指示されておらず、そのため、亡失したとみなした図書について、返納又は弁償がなされない場合、名古屋市債権管理条例に基づき金銭債権として管理していくのか、あくまでも代品での弁償を請求していくのかが不明となっていた。

そして、図書を亡失したとみなしてから文書の保存期間である10年が経過すると、当該文書が廃棄されるため、貸出記録や弁償額がわからず、事実上、弁償を求めることができない状態になっていた。

図書を亡失したとみなした場合には、まずは館則等に従い、代品をもって弁償させるのか、又は相当の代金をもって弁償させるのか利用者に対して指示をされたい。また、相当の代金をもって弁償させる場合には、名古屋市債権管理条例に基づき金銭債権として管理することとなるが、代品をもって弁償させる場合、どのように管理していくのかが館則等において明確になっていないので、事務手続を整理されたい。

(鶴舞中央図書館)

(3) ソーシャルメディアの運用について

本市では、迅速な情報発信を推進するとともに情報セキュリティを確保するため、名古屋市ソーシャルメディア活用ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）が定められており、ガイドラインでは、フェイスブック、ツイッター等のソーシャルメディアの利用開始にあたっては、利用するサービスについての運用管理に関する定め及びアカウント運用ポリシーを策定しなければならないとされている。また、利用しているサービス名、アカウント等を名古屋市公式ウェブサイト上の「ソーシャルメディア」一覧に掲載して、その旨を速やかに総務局情報化推進課長あて報告しなければならないとされている。

博物館では、博物館のフェイスブックが運用されている。この事務について調査したところ、運用管理に関する定め及びアカウント運用ポリシーが策定さ

れておらず、また、名古屋市公式ウェブサイト上の「ソーシャルメディア」一覧への掲載もされていなかった。

ソーシャルメディアはタイムリーな情報を広く発信するのに有効な手段である一方、情報が瞬時に拡散するという特性から、誤った情報や機密情報を発信すれば重大な損害を生じるため、発信内容を複数の職員でチェックするなど、ガイドラインに従った運用を行わなければならない。また、なりすましを防止するため、アカウント等をウェブサイトで市民に周知する必要がある。

博物館においては、ガイドラインに従ったフェイスブックの運用が行われた
い。 (博物館)

第4 意見

1 適正な事務の執行体制（内部統制体制）の整備について

教育委員会では、これまでの定期監査における指摘に対し各種の会議等においてその内容を周知徹底することなどにより再発防止に取り組んできたほか、公金・金券類管理、物品購入事務についての自己点検を行うなど、事務誤りの防止に努めている。

しかしながら、過去の監査で他の部署に指摘した事項と同様の事例が、今回の監査においても複数見受けられた。また、指摘事項として掲げてはいないものの、今回の監査では基本的な事務において軽微な誤りが多数見受けられた。こうした現状に鑑みると、再発防止策の効果が一時的・限定的なものとなっているのではないか、自己点検が形骸化しているのではないか、特定の部署に対する指摘事項が教育委員会の中で共有されていないのではないかといったことが危惧される。

たとえ一件ごとの事務誤りは軽微なものであったとしても、その累積は不正等の大きなリスクにつながる可能性があるため、内部統制を有効に機能させ、その発生防止に努めていく必要がある。

内部統制については、平成29年に地方自治法が改正され、地方公共団体における適正な事務処理の確保を目的として、事務を執行する主体である長自らが、内部統制に関する方針を策定し、平成32年の施行に向けて内部統制体制^(注)の整備と運用を進めることとなっており、教育委員会においても財務に関する事務等について同様の体制が求められると考えられる。内部統制に関する方針においては、個々の部署の取組みに関する基本方策を定めることとされ、内部統制担当部署だけでなく、各部署においても、リスクの洗い出しから、マニュアル等の対応策の整備、日常の業務を通じたチェック、リスクの再評価までを継続的に実施すべきこと（PDCA）とされている。

教育委員会においては、今回の監査での指摘事項のみならず過去の監査の結果や自己点検の結果等も踏まえ、事務を行う上でどのようなリスクがあり、それがどのような影響を及ぼすのかを十分に考慮しながら、組織として適正な事

務の執行体制（内部統制体制）の整備を促進されたい。

（注）行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制

2 図書等の適切な管理と業務の効率化について

名古屋市立図書館においては、鶴舞中央図書館始め21館に図書約 327万冊のほか、視聴覚資料約 6万点を蔵しており、これらの図書その他資料（以下「図書等」という。）について、年 1回実施する点検において、引き続き 3年所在が不明のものがあるときは、不明資料として払出しの手続を行っている。

不正持出し等による不明資料発生防止のため、鶴舞中央図書館においては、平成24年 3月より、図書等に磁気テープを装着し、貸出処理をしていない図書等を持ったまま出入口に設置されたゲートを通ると警告音が鳴るシステム（ブックディテクションシステム（以下「BDS」という。))を導入し、導入前に比べて不明資料が減少する効果を上げている。一方、各区の図書館においては、鶴舞中央図書館に比べて蔵書数が少なく、不明資料に係る購入金額と比較して当初の導入コストが上回ることから、導入には至っておらず、職員による館内巡視の強化や不明となりやすい資料のカウンター保管等により、不正持出しの防止に努めているところである。しかしながら、平成28年度において依然として 8,140点約 852万円にのぼる多数の図書等が不明となっている。

一方、近年、全国の公共図書館では、ICタグを利用した自動貸出機とBDSの導入が広がりを見せている。ICタグの導入は、不正持出しの防止のほか、従来は磁気テープとは別にバーコードで行われることが多かった蔵書管理の一括化、利用者による自動貸出・返却への転換、蔵書点検におけるIC一括読取による時間短縮といった業務の効率化が可能となると言われている。

こうしたなか、本市では、効果的・効率的な図書館運営を図るため平成29年12月に「なごやアクティブ・ライブラリー構想」（以下「構想」という。）を策定し、施設の再配置を行うとともに、自動貸出・返却など新たなサービスの拡充を図ることとするなど、今後、図書館がめざす姿を示したところである。

教育委員会においては、構想の実現に取り組むにあたって、他都市の事例も

参考にしながら、I Cタグを導入することなどにより、市民の財産である図書等が不明となることを防止するとともに、市民サービスの拡充に向け、図書等の管理に係る業務の効率化を図られたい。

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 な・ご・や商業フェスタ実行委員会
(事務所所在地：中区栄二丁目10番19号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成29年 9月 5日から
平成30年 3月23日まで

監 査 結 果

(な・ご・や商業フェスタ実行委員会分)

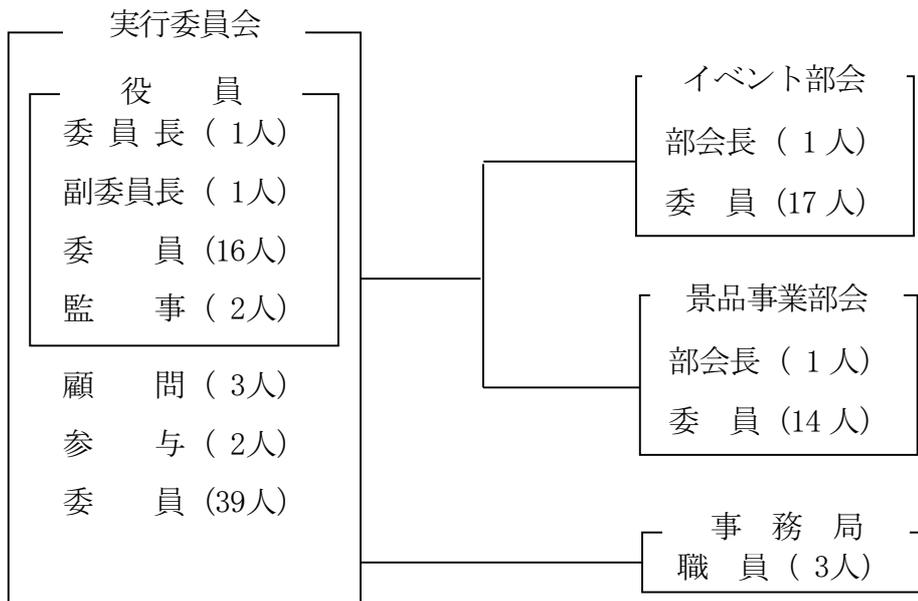
第1 団体の概要

市民経済局所管の財政援助団体であるな・ご・や商業フェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）は市内全域で繰り広げるな・ご・や商業フェスタを運営し、効果的な催事イベントを開催することにより、名古屋の商業振興並びに街の活性化に資することを目的として、平成12年10月に設立された。

実行委員会は、名古屋商工会議所、名古屋市商店街振興組合連合会、守山商工会、鳴海商工会、有松商工会、名古屋地区の百貨店、チェーンストア、協同組合名古屋専門店協会及び市内主要企業で構成され、主な事業内容は、な・ご・や商業フェスタの開催運営である。

これらの事業を運営するため、イベント部会、景品事業部会及び事務局が置かれており、商工会議所の職員3人（副委員長が兼務する事務局長を除く。）が事務局として事務を行っている。機構及び職員配置状況は次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。



決算状況について、平成28年度及び平成27年度の収支計算書の概要は、第1表のとおりである。

第1表 収支計算書の概要

科 目	平成28年度	平成27年度	比較 増△減	前年度 対比
	千円	千円		
収入の部	187,078	194,598	△7,519	96.1
支出の部	186,297	194,350	△8,053	95.9
差引残高	780	247	533	315.8

(注) 差引残高は次年度に繰り越している。

第2 補助金の交付

平成28年度において、本市は実行委員会に対し、補助金 2,100万円を交付している。補助金の概要については以下のとおりである。

1 な・ご・や商業フェスタ補助金

(1) 趣 旨

市内の中小小売業者及び大型店が一体となり、市内全域において商業振興イベント等を実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、活気と魅力ある商業地づくりに寄与することを目的とする。

(2) 内 訳

区 分	内 容	補助金交付額
な・ご・や 商業フェスタ	会場借上料、装飾費、印刷製本費等	千円 21,000
合 計		21,000

(注) 補助金の額は、補助対象経費（⑳47,350千円）について、2分の1以内であって、予算に定める額（㉑21,000千円）の範囲内で交付するものとされている。

第3 監査結果の概要

実行委員会について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、本市からの補助金に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成28年度（平成27年9月1日～平成28年8月31日）の事務について調査した。

第4 指 摘 事 項

監査の結果、指摘すべき事項はなかった。

(市民経済局関係分)

第1 監査結果の概要

実行委員会に対する監査に併せて、地方自治法第199条第5項の規定に基づき、市民経済局所管の財務に関する事務のうち、実行委員会に対する事務の執行について監査を実施した。

第2 指摘事項

監査の結果、指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 財政援助団体監査

監 査 対 象 公益社団法人名古屋市獣医師会
(事務所所在地：中区大須四丁目12番21号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成29年 9月 5日から
平成30年 3月23日まで

監 査 結 果

(公益社団法人名古屋市獣医師会分)

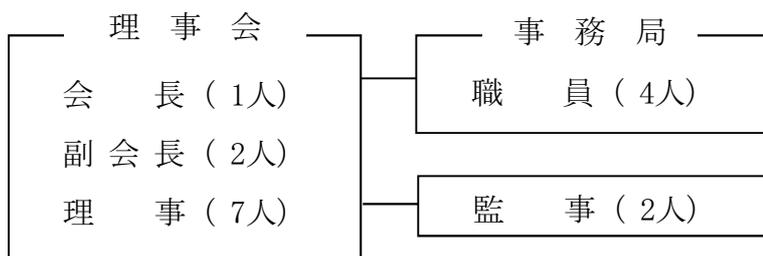
第1 団体の概要

健康福祉局所管の財政援助団体である公益社団法人名古屋市獣医師会（以下「獣医師会」という。）は、獣医学術の振興・普及、動物愛護精神の普及等を図ることにより、動物に関する保健衛生及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として、昭和40年 6月に設立された。平成23年 4月には、公益法人制度に基づく公益社団法人に移行し、今日に至っている。

主な事業内容は、①公衆衛生事業、②動物愛護事業、③学術・認定事業、④会館運営事業、⑤相互扶助事業である。

これらの事業を運営するため、理事会、監事及び事務局が置かれており、職員数は4人となっている。機構及び職員配置状況は次図のとおりである。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨て、比率は実数により計算し計数ごとに小数点以下第2位を四捨五入した。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。



決算状況について、平成28年度及び平成27年度の正味財産増減計算書の概要は、第1表のとおりである。

第1表 正味財産増減計算書の概要

科 目	平成28年度	平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日	比較 増△減	前年度 対比
	平成27年度	平成27年 4月 1日～平成28年 3月31日		
	千円	千円	千円	%
経常収益	225,068	189,894	35,173	118.5
経常費用	221,965	192,718	29,246	115.2
経常外収益	—	—	—	—
経常外費用	—	—	—	—
税引前当期一般正味財産増減額	3,102	△2,824	5,926	—

第2 補助金の交付

平成28年度において、本市は獣医師会に対し、補助金 2,818万円を交付している。各補助金の概要については以下のとおりである。

1 なごやかキャットの避妊又は去勢手術の補助

(1) 趣 旨

特定の飼い主のいない猫に手術を行い、一代限りとした上で適切にエサやトイレの世話をを行う地域住民等に対して、手術に要する費用の一部を補助することにより、地域における特定の飼い主のいない猫による迷惑を防止する。

(2) 内 訳

区 分	内 容	補助金交付額
		千円
避妊手術	1件あたり20,000円× 684件	13,680
去勢手術	1件あたり10,000円× 353件	3,530
合 計		17,210

(注) 補助金の額は、避妊手術（1件あたり20,000円）について684件、去勢手術（1件あたり10,000円）について353件の申請があり、17,210千円となっている。なお、補助額の総額が予算枠に達したため、平成29年2月に申請の受付を停止している。

2 猫の避妊又は去勢手術の補助

(1) 趣 旨

猫の所有者に対して手術に要する費用の一部を補助することにより、猫の不必要な繁殖並びに周囲に対する危害又は迷惑の未然防止を図る。

(2) 内 訳

区 分	内 容	補助金交付額
		千円
避妊手術	1件あたり 2,100円× 2,195件	4,609
去勢手術	1件あたり 1,050円× 1,906件	2,001
合 計		6,610

(注) 補助金の額は、避妊手術（1件あたり2,100円）について2,195件、去勢手術（1件あたり1,050円）について1,906件の申請があり、6,610千円となっている。

3 犬及び猫のマイクロチップ装着の補助

(1) 趣 旨

犬又は猫の所有者に対してマイクロチップ装着に要する費用の一部を補助することにより、犬及び猫の所有明示を推進し、所有者に対して犬又は猫の飼主としての自覚を促すとともに、迷子犬、迷子猫の所有者への返還率を向上させる。

(2) 内 訳

区 分	内 容	補助金交付額
マイクロチップ装着	1件あたり 1,000円× 260件	千円 260

(注) 補助金の額は、マイクロチップ装着（1件あたり 1,000円）について 260 件の申請があり、260千円となっている。

4 動物愛護管理事業助成金

(1) 趣 旨

動物愛護精神のかん養等動物愛護管理事業の増幅に寄与する。

(2) 内 訳

区 分	内 容	補助金交付額
事業費	動物の愛護及び管理に関する広報活動事業	千円
	動物の愛護及び管理に関する啓発活動事業	3,600
	動物の生命尊重に関する事業	

(注) 補助金の額は、対象経費から寄付金その他の収入額を控除して得た額（㉔ 13,402千円）と補助基準額（㉔ 3,600千円）を比較して少ない方の額とされている。

5 平成28年度中部地区獣医師大会・獣医学術中部地区学会助成金

(1) 趣 旨

平成28年度中部地区獣医師大会・獣医学術中部地区学会について、市が大会に要する経費を助成することにより、動物愛護精神及び獣医公衆衛生の向上を図り、もって動物愛護管理及び公衆衛生の普及啓発に資することを目的とする。

(2) 内 訳

区 分	内 容	補助金交付額
学会運営に要する経費	委託費、印刷製本費、会場費、謝金等	千円 500

(注) 補助金の額は、対象経費から寄付金その他の収入額を控除して得た額 (28 3,078千円) と補助基準額 (28 500千円) を比較して少ない方の額とされている。

第3 監査結果の概要

獣医師会について、地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、本市からの補助金に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、市の補助金は補助目的に沿って適正に執行されているかなどについて、主として平成28年度 (平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日) の事務について調査した。

第4 指摘事項

監査の結果、指摘すべき事項はなかった。

(健康福祉局関係分)

第1 監査結果の概要

獣医師会に対する監査に併せて、地方自治法第 199条第 5項の規定に基づき、健康福祉局所管の財務に関する事務のうち、獣医師会に対する事務の執行について監査を実施した。

第2 指摘事項

監査の結果、指摘すべき事項はなかった。

監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査

監 査 対 象 東山の森3Mパートナーズ
(事務所所在地：大阪府中央区北浜四丁目 1番23号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成29年 9月29日から
平成30年 5月 8日まで

監 査 結 果

(東山の森3Mパートナーズ分)

第1 監査結果の概要

緑政土木局所管の公の施設の指定管理者である東山の森3Mパートナーズ^(注1)について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

本市は、地方自治法第244条の2第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、東山の森3Mパートナーズを、公の施設である東山公園テニスコート（以下「テニスセンター」という。）の指定管理者に指定している。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(注1) 東山の森3Mパートナーズの構成団体：美津濃株式会社、

ミズノスポーツサービス株式会社、公益財団法人名古屋市みどりの協会

(注 2) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

1 業務の範囲

東山の森3Mパートナーズは、本市から公の施設の指定管理者として指定を受け、指定期間を平成28年 4月 1日から平成32年 3月31日までとし、テニスセンターの管理運営を行っている。

指定管理者の主な業務の範囲は、①テニスセンターを一般の利用に供すること、②テニスセンターの利用料金の徴収に関すること、③テニスセンターの維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関することなどであり、第1表のとおり職員を配置している。

第1表 職員配置（平成29年 3月31日現在）

所長 1人、副所長 1人、施設管理担当 4人、 運営及び庶務事務担当 3人、受付及び庶務事務担当 6人	合計15人
--	-------

(注) 非正規雇用の職員を含む。

2 事業状況

テニスセンターの利用状況は第2表のとおりである（自主事業を含む。）。

第2表 テニスコートの利用面数及び利用率（平成28年度）

区 分	利用可能面数	利用実績	利用率
平 日	22,943 面	12,571 面	54.8%
休 日	11,803 面	10,426 面	88.3%
合 計	34,746 面	22,997 面	66.2%

(注) 利用率 = $\frac{\text{利用実績}}{\text{利用可能面数}}$ (雨天等による利用不能面数を除いたもの)

3 収支状況

テニスセンターは利用料金制を導入しており、公の施設の利用に係る料金は指定管理者の収入となっている。また、平成28年度において、本市は東山の森3Mパートナーズに対し、指定管理料 1,080万円を支出している。緑政土木局に報告された施設の管理に係る収支状況は、第3表のとおりである。

第3表 テニスセンターの管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
指定管理料	10,800	管理運営費	110,817
利用料金収入	76,160	(人件費を含む。)	
その他収入	20,052		
収入合計	107,012	支出合計	110,817

第3 指摘事項

特になし

(緑政土木局関係分)

第1 監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、緑政土木局所管の財務に関する事務のうち、テニスセンターに対する事務の執行について監査を実施した。

第2 指摘事項

特になし

監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査

監 査 対 象 名古屋市総合体育館NK共同事業体
(事務所所在地：南区東又兵ヱ町五丁目 1番地の16)

株式会社 J P N
(事務所所在地：名東区猪高台一丁目1316番地)

愛知スイミング・大成共同事業体
(事務所所在地：春日井市六軒屋町西三丁目10番地の16)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 平成29年 9月29日から
平成30年 5月15日まで

監 査 結 果

(指定管理者分)

1 名古屋市総合体育館NK共同事業体分

第1 監査結果の概要

教育委員会所管の公の施設の指定管理者である名古屋市総合体育館NK共同事業体^(注1)(以下「NK共同事業体」という。)について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

本市は、地方自治法第244条の2第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、NK共同事業体を、公の施設である名古屋市総合体育館(以下「総合体育館」という。)の指定管理者に指定している。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

(注1) NK共同事業体の構成団体：公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会、
株式会社加藤商会

(注2) 表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

1 業務の範囲

NK共同事業体は、本市から公の施設の指定管理者として指定を受け、指定期間を平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日までとし、総合体育館の管理運営を行っている。

指定管理者の主な業務の範囲は、①施設の供用、スポーツ及びレクリエーションに関する学級・講座等の開設などの事業の実施に関する事、②施設の使用の許可に関する事、③施設の維持管理及び修繕に関する事などであり、第1表のとおり職員を配置している。

第1表 職員配置（平成29年 3月31日現在）

総括責任者 1人、副総括責任者13人、施設管理担当者29人、調整担当者 3人、 設備管理者 3人、プール運営責任者 2人、トレーニング室運営責任者 4人、 トレーニング室副運営責任者 1人、トレーニング室運営補助員16人、 アイスアリーナ運営責任者 1人、アイスアリーナ副運営責任者 3人、 アイスアリーナ運営補助員12人、受付担当者16人	合計 104人
--	---------

(注) 非正規雇用の職員を含む。委託により配置している人員は除く。

2 事業状況

総合体育館の利用状況は第2表のとおりである。

第2表 利用者数（平成28年度）

施設区分	利用者(台)数	施設区分	利用者(台)数
レインボーホール	1,351,155人	競泳プール	78,282人
第2競技場	213,570人	50m温水プール	88,561人
第3競技場	77,600人	弓道場	68,311人
トレーニング室	110,195人	その他	253,440人
合計			2,241,114人
駐車場			404,605台

3 収支状況

総合体育館は利用料金制を導入しており、公の施設の利用に係る料金は指定管理者の収入となっている。また、平成28年度において、本市はNK共同事業体に対し、指定管理料の支出は行っていない。教育委員会に報告された施設の管理に係る収支状況は、第3表のとおりである。

第3表 総合体育館の管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
利用料金収入	957,607	管理運営費	982,290
その他収入	12,446	(人件費を含む。)	
収入合計	970,054	支出合計	982,290

第3 指摘事項

1 宿泊者用寝具類の賃借料の会計処理について

NK共同事業体では、管理する宿泊研修室の宿泊者用寝具類について、5年間の賃貸借契約を業者と締結している。契約書では契約金額の総額及び年額の上限と品目ごとの単価が定められており、使用実績に応じて、毎月賃借料を支払うものとされている。

この事務について調査したところ、平成29年3月分の賃借料の一部を平成29年4月分に含め会計年度を越えて支出している事例や、前指定管理期間である平成28年3月分の賃借料の一部が現指定管理期間の平成28年4月分に繰り越され、会計年度及び指定管理期間を越えて支出している事例が見受けられた。なお、前指定管理者はNK共同事業体の構成団体である公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会（以下「教育スポーツ協会」という。）である。

会計年度を越えて支出していることについて確認したところ、契約金額の年額の上限を超えてしまうため、翌年度分の賃借料に含めて支出していたとのことであった。

会計年度を越えた支出があると、年度内の収支計算を歪め、本市において各年度における指定管理者の管理運営状況を正確に把握することができない。さらに、前指定管理者である教育スポーツ協会が現指定管理者であるNK共同事業体の構成団体となっていることから、事務処理上、会計年度及び指定管理期間を越えた支出が可能であったものの、仮に指定管理者が変更となった際、次期指定管理者に費用負担を求められる可能性や、業者への支払が確実に行われぬ可能性も考えられる。以上のことから、会計年度及び指定管理期間を越えた支出については、厳に慎み、適正な年度区分に基づき会計処理を行われたい。

また、教育スポーツ協会においては、前指定管理期間は完了しているものの、現指定管理期間の収支に影響を与えている責任を重く受け止め、今後は現指定管理者の構成団体として適正な管理運営を行われたい。

2 事業報告書の正確な作成について

地方自治法では、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないとされている。名古屋市総合体育館条例施行規則では、事業報告書には総合体育館の管理経費等の収支状況を記載しなければならないとされており、教育委員会スポーツ振興課では事業報告書の一部として収支計算書の様式を定め、NK共同事業体から提出を受けている。なお、収支計算書の様式には指定管理料や利用料金収入、広告料収入などの収入の項目と、外部委託費や一般管理費、賃借料など支出の項目ごとに予算額及び決算額を記載する欄が設けられている。

NK共同事業体から提出された事業報告書を調査したところ、同一の支出について、予算額と決算額で異なる項目に計上している事例が見受けられた。

指定管理者には、指定管理施設に係る管理運営業務の実績について、本市に対し正確かつ漏れなく報告する責任があることから、事業報告書の作成は正確に行われたい。

(教育委員会関係分については指定管理者分の後にまとめて記載。)

2 株式会社 J P N分

第1 監査結果の概要

教育委員会所管の公の施設の指定管理者である株式会社 J P N(以下「J P N」という。)について、地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、J P Nを、公の施設である名古屋市千種スポーツセンター(以下「千種スポーツセンター」という。)及び名古屋市東スポーツセンター(以下「東スポーツセンター」という。)の指定管理者に指定している。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成28年度(平成28年 4月 1日～平成29年 3月31日)の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

1 業務の範囲

JPNは、本市から公の施設の指定管理者として指定を受け、指定期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までとし、千種スポーツセンター及び東スポーツセンターの管理運営を行っている。

指定管理者の主な業務の範囲は、①施設の供用、スポーツ及びレクリエーションに関する学級・講座等の開設などの事業の実施に関する事、②施設の使用の許可に関する事、③施設の維持管理及び修繕に関する事などであり、第1表及び第2表のとおり職員を配置している。

第1表 千種スポーツセンターの職員配置（平成29年3月31日現在）

総括責任者 1人、副総括責任者 2人、施設管理担当者 9人、 プール運営責任者 1人、プール副運営責任者 4人、 プール監視員12人、受付担当者 4人、トレーニング室運営責任者 1人、 トレーニング室副運営責任者 3人、トレーニング室運営補助員 5人 合計42人

(注) 非正規雇用の職員を含む。

第2表 東スポーツセンターの職員配置（平成29年3月31日現在）

総括責任者 1人、副総括責任者 4人、施設管理担当者 11人、 プール運営責任者 1人（副総括責任者が兼務）、プール副運営責任者 5人、 プール監視員11人、受付担当者 3人、 トレーニング室運営責任者 1人（副総括責任者が兼務）、 トレーニング室副運営責任者 3人、トレーニング室運営補助員 5人 合計43人
--

(注) 非正規雇用の職員を含む。

2 事業状況

千種スポーツセンター及び東スポーツセンターの利用状況は第 3表及び第 4表のとおりである。

第 3表 千種スポーツセンターの利用者数（平成28年度）

施設区分	利用者(台)数	施設区分	利用者(台)数
第 1競技場	77,511人	アーチェリー練習場	4,289人
第 2競技場	47,143人	トレーニング室	95,412人
軽運動室	17,041人	会議室	8,106人
プール	88,250人		
合計	337,752人		
駐車場	90,241台		

第 4表 東スポーツセンターの利用者数（平成28年度）

施設区分	利用者(台)数	施設区分	利用者(台)数
第 1競技場	95,328人	弓道練習場	9,442人
第 2競技場	37,748人	トレーニング室	109,252人
軽運動室	18,455人	会議室	8,522人
プール	86,487人	スポーツ広場	2,968人
合計	368,202人		
駐車場	52,994台		

3 収支状況

千種スポーツセンター及び東スポーツセンターは利用料金制を導入しており、公の施設の利用に係る料金は指定管理者の収入となっている。また、平成28年度において、本市はJPNに対し、千種スポーツセンターの指定管理料として6,824万円を、東スポーツセンターの指定管理料として1億1,007万円を支出している。教育委員会に報告された施設の管理に係る収支状況は、第5表及び第6表のとおりである。

第5表 千種スポーツセンターの管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円		千円
指定管理料	68,240	管理運営費	153,743
利用料金収入	77,196	(人件費を含む。)	
その他収入	8,149		
収入合計	153,585	支出合計	153,743

第6表 東スポーツセンターの管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円		千円
指定管理料	110,079	管理運営費	174,259
利用料金収入	63,598	(人件費を含む。)	
その他収入	6,385		
収入合計	180,063	支出合計	174,259

第3 指摘事項

1 指定管理業務の再委託について

名古屋市体育施設の管理運営にかかる基本協定書（以下JPN関係分において「協定書」という。）では、指定管理者は年度の開始までに事業計画書を教育委員会に提出することとされ、業務の一部を第三者に委託又は更に再委託する場合は、事業計画書の中で業務委託の計画を示して事前に承諾を受けることとされている。また、年度終了後には事業報告書において業務委託の実施状況を報告することとされている。

千種スポーツセンターにおける平成28年度の業務委託の実施状況を調査したところ、事業計画書において、設備点検・警備・清掃等の総合的な施設管理業務を第三者に委託し、そのうちの一部を更に別の業者に再委託するものとして教育委員会に報告し承諾を受けていた。しかし、再委託した業務の一部で、実際の再委託先が事業計画書に示された業者と異なる者となっている事例が見受けられた。これについて確認したところ、再委託先を変更したものの教育委員会に報告しておらず、変更の承諾は得られていないとのことであった。

また、事業報告書においても、事業計画書からの再委託先の変更が反映されておらず、事業報告書の内容が誤っている状態となっていた。

指定管理業務が適正に実施されていることを教育委員会が確認するためにはどの業務がどの業者に委託又は再委託されているのか把握することが必要となることから、業務の再委託にあたり、一度教育委員会の承諾を受けた内容に変更があった場合には速やかに教育委員会に報告を行い改めて承諾を得るなど、協定書に従った再委託の手続を行われたい。また、事業報告にあたっては正しい報告書を作成されたい。

2 金券類の残高の管理について

協定書及び体育館指定管理者仕様書（以下指定管理者分において「仕様書」という。）により、指定管理者は施設の利用料金に関する業務を行うこととされ、複数のスポーツセンター等の温水プール、弓道練習場又はトレーニング室において

使用することができる共通回数券、共通定期券、駐車場回数券の販売実績については、金券類出納簿により日ごとに管理することとされている。

東スポーツセンターにおける金券類の管理状況について調査したところ、金券類出納簿に登載されていた駐車場回数券の残高と実際の保管枚数が一致しなかった。この不一致については、平成28年 3月31日の前指定管理者からの引継時において、在庫数と金券類出納簿の確認が不足していたことが原因と考えられるとのことであった。なお、登載誤りから実地検査当日まで 1年 7か月もの間、この金券類出納簿の残高は修正されず、そのままの状態となっていた。

金券類を厳正に管理するため、定期的に金券類出納簿と現物との照合を確実に行われたい。

3 事業報告書の正確な作成について

地方自治法では、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないとされている。名古屋市体育館条例施行規則では、事業報告書には体育館の管理経費等の収支状況を記載しなければならないとされており、教育委員会スポーツ振興課では事業報告書の一部として収支計算書の様式を定め JPN から提出を受けている。なお、収支計算書の様式には指定管理料や利用料金収入、広告料収入などの収入の項目と、外部委託費や一般管理費、賃借料など支出の項目ごとに予算額及び決算額を記載する欄が設けられている。

また、指定管理者は、仕様書に定められた公の施設の管理者としての本来の指定管理基本業務（以下指定管理者分において「基本業務」という。）以外に、市民サービスの向上等の目的から独自に自主的なスポーツ教室や複写機利用サービス等の自主事業を行うことができ、自主事業の収支については、収支計算書上、基本業務と区別して計上することとなっている。

JPN から提出された事業報告書を調査したところ、以下のとおり収支計算書の一部に不備のある事例が見受けられた。

ア 基本業務の収入である広告料収入に、自主事業として実施している複写機利用サービスの収入が計上されていた。

(千種スポーツセンター、東スポーツセンター)

イ 基本業務の収入である広告料収入が自主事業の収入として計上されていた。

(千種スポーツセンター)

指定管理者には、指定管理施設に係る管理運営業務の実績について、本市に対し正確かつ漏れなく報告する責任があることから、事業報告書の作成は正確に行われたい。

(教育委員会関係分については指定管理者分の後にまとめて記載。)

3 愛知スイミング・大成共同事業体分

第1 監査結果の概要

教育委員会所管の公の施設の指定管理者である愛知スイミング・大成共同事業体^(注1)について、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

本市は、地方自治法第244条の2第3項、第5項及び第6項の規定に基づき、愛知スイミング・大成共同事業体を、公の施設である名古屋市天白スポーツセンター（以下「天白スポーツセンター」という。）の指定管理者に指定している。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営が協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成28年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、これらの点に留意されたい。

(注1) 愛知スイミング・大成共同事業体の構成団体：株式会社愛知スイミング、大成株式会社

(注2) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。したがって、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

第2 事業の概要

1 業務の範囲

愛知スイミング・大成共同事業体は、本市から公の施設の指定管理者として指定を受け、指定期間を平成28年 4月 1日から平成33年 3月31日までとし、天白スポーツセンターの管理運営を行っている。

指定管理者の主な業務の範囲は、①施設の供用、スポーツ及びレクリエーションに関する学級・講座等の開設などの事業の実施に関する事、②施設の使用の許可に関する事、③施設の維持管理及び修繕に関する事などであり、第1表のとおり職員を配置している。

第1表 職員配置（平成29年 3月31日現在）

総括責任者 1人、副総括責任者 3人、施設管理担当者11人、 プール運営責任者 1人、プール副運営責任者 3人、プール監視員10人、 受付担当者 5人、トレーニング室運営責任者 1人（副総括責任者が兼務） 合計34人

（注）非正規雇用の職員を含む。委託により配置している人員は除く。

2 事業状況

天白スポーツセンターの利用状況は第2表のとおりである。

第2表 利用者数（平成28年度）

施設区分	利用者(台)数	施設区分	利用者(台)数
第1競技場	70,893人	弓道練習場	6,272人
第2競技場	36,207人	会議室	17,874人
軽運動室	24,913人	トレーニング室	113,956人
プール	77,532人		
合計			347,647人
駐車場			75,974台

3 収支状況

天白スポーツセンターは利用料金制を導入しており、公の施設の利用料金は指定管理者の収入となっている。また、平成28年度において、本市は愛知スイミング・大成共同事業体に対し、指定管理料 6,524万円を支出している。教育委員会に報告された施設の管理に係る収支状況は、第 3表のとおりである。

第 3表 天白スポーツセンターの管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
指定管理料	65,244	管理運営費	145,077
利用料金収入	67,396	(人件費を含む。)	
その他収入	11,727		
収入合計	144,368	支出合計	145,077

第3 指摘事項

1 専用使用に係る許可事務及び利用料金の収入事務について

名古屋市体育館条例により、体育館の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を体育館の管理を行う指定管理者に納付しなければならないとされている。天白スポーツセンターのプール専用使用の場合、利用料金は、2時間13,000円である。また、プールの専用使用については、「屋内（温水）プールの専用使用について」（平成9年4月1日付社会教育部長名通知）により、原則平日午前10時から午後6時まで、1団体につき1週間に1回2時間までとされている。ただし、特別の事由がある場合はこの限りでなく、利用状況に応じて、教育委員会と指定管理者で協議し、承認することとなっている。

天白スポーツセンターにおける専用使用許可事務及び利用料金の収入事務について調査したところ、水泳教室を主催する団体が毎週火曜日・木曜日の午後3時～午後7時までプールを一部専用使用していた。

しかし、スポーツ振興課に確認したところ、1週間に1回2時間を超える長時間の専用使用について、教育委員会の承認はなされていなかった。また、領収書を確認したところ、利用料金について、毎週木曜日の2時間分13,000円しか徴収されていないことが判明した。利用料金の減免事由に該当しないにもかかわらず、毎週火曜日の4時間分と毎週木曜日の残り2時間分の合計39,000円の利用料金については、毎回徴収されていなかった。

愛知スイミング・大成共同事業体によると、このような取扱いは従前より行われていたものであったため、そのまま引き続き認めていたとのことであった。

公の施設について、市民の平等な利用を確保し、公正な管理に努めることは、指定管理者の義務である。愛知スイミング・大成共同事業体においては、条例等に従い、適正な使用許可事務及び収入事務を行われたい。

2 指定管理業務の委託について

名古屋市体育施設の管理運営にかかる基本協定書（以下愛知スイミング・大成共同事業体関係分において「協定書」という。）では、指定管理者は年度の開始までに事業計画書を教育委員会に提出することとされ、業務の一部を第三者に委託

又は更に再委託する場合は、事業計画書の中で業務委託の計画を示して事前に承諾を受けることとされている。また、年度終了後には事業報告書において業務委託の実施状況を報告することとされている。

天白スポーツセンターにおいて、業務委託の実施についての事業計画書及び事業報告書の記載を調査したところ、以下のような事例が見受けられた。

- ア 事業計画書に記載はあるが、事業報告書では記載が漏れているもの
- イ 事業計画書、事業報告書のいずれにも記載がないもの
- ウ 事業計画書に記載がなく、一方、事業報告書には記載があるが受託者名が誤っているもの
- エ 事業計画書において委託する業務の名称が誤って記載されているもの

指定管理業務が適正に実施されていることを教育委員会が確認するためにはどの業務がどの業者に委託又は再委託されているのか把握することが必要となる。しかしながら、事業計画書等において業務委託に関する記載に多数の漏れや誤りが見受けられ、業務の実施状況が適正に把握できなくなっている状況にある。

現在、事業計画書等の作成及び提出は株式会社愛知スイミングが代表して行っているが、アの事例では大成株式会社から委託した内容の記載が漏れていたものであり、このような記載内容の誤りや漏れを防止するためには、連携をより密にして、教育委員会に提出する前に双方で内容を確認するなどの方策をとることも有効であると考えられる。

愛知スイミング・大成共同事業体においては、以上のことを踏まえつつ、協定書に従い、施設の管理運営業務を行うにあたって業務委託を行う場合は、事業計画書にその計画内容を正確かつ漏れなく記載し、事前に教育委員会の承諾を得られたい。また、年度終了後の事業報告書による業務委託の実施状況の報告にあたっては、事業計画書との突合を行うことなどにより誤りや漏れのないよう正確に行われたい。

3 備品の適正な管理について

仕様書によれば、指定管理者は天白スポーツセンターの管理運営業務にあたり、本市から借用した備品については、指定管理者による備品管理の手引き（以下「手

引き」という。)に基づき、管理することとされている。手引きによれば、備品はその種類、取得方法の如何を問わず、すべて使用備品整理票に登載することとされている。さらに教育委員会では、指定管理者に対し、使用中の物品の使用状況について、毎年 1回、使用備品整理票等と照合のうえ検査し、その結果を報告するよう求めている。

また、仕様書によれば、備品のうちトレーニング器具については、指定管理者自らの負担により調達した備品（以下「独自備品」という。）を配置できるが、その場合は、教育委員会とあらかじめ協議し、その承諾を得ることとされている。

名古屋市の物品管理システムをもとに現物を確認したところ、貸付備品の一部を確認できなかった。説明によれば、前指定管理者から引継ぎを受けていたかも不明とのことであった。

また、天白スポーツセンターに係る収支計算書等を確認したところ、トレーニング器具を独自備品として購入し、トレーニング室に配置していたが、教育委員会とあらかじめ協議し、その承諾を得る手続を行っていなかった。

愛知スイミング・大成共同事業体においては、指定管理者間の引継時の確認や毎年 1回の使用中の物品の使用状況の検査、独自備品の配置に係る手続など、所定の事務を確実に行われたい。

4 金券類の出納及び残高の管理について

協定書及び仕様書により、指定管理者は施設の利用料金に関する業務を行うこととされ、複数のスポーツセンター等の温水プール、弓道練習場又はトレーニング室において使用することができる共通回数券、共通定期券、駐車場回数券（以下「共通利用券」という。）の販売実績については、金券類出納簿により日ごとに管理することとされている。

天白スポーツセンターにおける金券類の管理状況について調査したところ、金券類出納簿に登載されていたプール回数券やトレーニング室定期券、駐車場回数券等の金券類の残高と実際の保管枚数が一致しなかった。この不一致については、平成28年度末に繰越しする際の登載を誤ったこと、販売したにもかかわらず受入処理をしたこと、書損の登載が漏れていたこと、販売した券種を誤って登載したこと等が原因と考えられるとのことであった。なお、登載誤りから実地検査当日

まで7か月もの間、これらの金券類出納簿の残高は修正されず、そのままの状態となっていた。

共通利用券の販売は指定管理者の基本的な業務であるにもかかわらず、現物枚数と金券類出納簿の残高の不一致が散見され、金券類の出納及び残高の管理が適切に行われているとは言い難い。金券類の出納及び残高の管理にあたっては、金券類出納簿へ出納のつど、正確に登載するとともに現物との照合を確実に実施し、厳正な管理を行われたい。

5 事業報告書の正確な作成について

地方自治法では、指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならないとされている。名古屋市体育館条例施行規則では、事業報告書には体育館の管理経費等の収支状況を記載しなければならないとされており、教育委員会スポーツ振興課では事業報告書の一部として収支計算書の様式を定め、愛知スイミング・大成共同事業体から提出を受けている。なお、収支計算書の様式には指定管理料や利用料金収入、広告料収入などの収入の項目と、外部委託費や一般管理費、賃借料など支出の項目ごとに予算額及び決算額を記載する欄が設けられている。

また、指定管理者は、基本業務以外に、市民サービスの向上等の目的から独自に自主的なスポーツ教室や複写機利用サービス等の自主事業を行うことができ、自主事業の収支については、収支計算書上、基本業務と区別して計上することとなっている。

愛知スイミング・大成共同事業体から提出された事業報告書を調査したところ、収支計算書の内訳に記載された外部委託相手先及び賃借料の品目が誤っている事例や、自主事業に区分するとされている独自備品の購入に係る支出が、基本業務の支出として計上されている事例が見受けられた。

指定管理者には、指定管理施設に係る管理運営業務の実績について、本市に対し正確かつ漏れなく報告する責任があることから、事業報告書の作成は正確に行われたい。

(教育委員会関係分)

第1 監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、教育委員会所管の財務に関する事務のうち、総合体育館、千種スポーツセンター、東スポーツセンター及び天白スポーツセンターに対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらを是正するとともに、同様の事務処理誤りを発生させないよう必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

第2 指摘事項

1 指定管理業務に係る事業計画書及び事業報告書について

各指定管理者との間で締結された協定書により、指定管理者は年度の開始までに事業計画書を教育委員会に提出することとされている。そして、業務の一部を第三者に委託又は更に再委託する場合は、事業計画書のなかで業務委託の計画を示して事前に教育委員会の承諾を受けることとされている。また、年度終了後、指定管理者は事業報告書を提出することとされており、このなかで第三者委託状況報告書による業務委託の実施状況の報告や収支計算書による収支状況の報告が行われている。なお、指定管理者には所管課であるスポーツ振興課から事業計画書及び事業報告書の作成例が提供されている。

今回の監査において指定管理者から提出を受けた事業計画書や事業報告書を確認したところ、指定管理者分の監査結果で述べたように、業務委託の実施について以下のような事例が見受けられた。

- ア 事業計画書に記載はあるが、事業報告書では記載が漏れているもの
- イ 事業計画書、事業報告書のいずれにも記載がないもの

ウ 事業計画書に記載がなく、一方、事業報告書には記載があるが受託者名が誤っているもの

エ 事業計画書において委託する業務の名称が誤って記載されているもの

(天白スポーツセンター 指定管理者：愛知スイミング・大成共同事業体)

なお、事例ア、ウ、エについては、事業計画書と事業報告書の内容を突合すれば容易に発見できたと考えられる。

また、事業報告書に含まれる収支計算書において、以下のように一部に不備がある事例が見受けられた。

オ 同一の支出について、予算額と決算額で異なる項目に計上していた。

(総合体育館 指定管理者：名古屋市総合体育館NK共同事業体)

カ 基本業務^(注1)の収入である広告料収入に、自主事業^(注2)として実施している複写機利用サービスの収入が計上されていた。

(千種スポーツセンター及び東スポーツセンター

指定管理者：株式会社JPN)

キ 基本業務の収入である広告料収入が自主事業の収入として計上されていた。

(千種スポーツセンター 指定管理者：株式会社JPN)

ク 収支計算書の内訳に記載された外部委託相手先及び賃借料の品目に誤りがあった。

(天白スポーツセンター 指定管理者：愛知スイミング・大成共同事業体)

ケ 自主事業に区分するとされている独自備品の購入に係る支出が、基本業務の支出として計上されていた。

(天白スポーツセンター 指定管理者：愛知スイミング・大成共同事業体)

さらに、事業計画書及び事業報告書の作成例を確認したところ、収支計算書において、名古屋市国民健康保険ヘルスアップ助成事業に係る負担金^(注3)や、指定管理者が変更となった際の前指定管理者が収入した現指定管理期間分の利用料金収入の精算金について、計上する収入の項目が明示されておらず、指定管理者が独自に判断して計上している状況であった。スポーツ振興課によれば、計上の有無も含め項目の整理はされていないとのことである。

業務委託の適否を含め指定管理者の業務水準が仕様書^(注4)に定める水準に達していない場合、指定管理者に対し指導や是正勧告を行う必要があることや、次期指定管理者の選定における仕様内容や選定条件の改善を行うために現指定管理者の管理運営状況を正確に評価する必要があることから、その基礎となる事業計画書及び事業報告書は正確に作成されていなければならない。

そのため、スポーツ振興課においては、指定管理者の管理運営状況を確実に把握できるよう事業計画書及び事業報告書の記載事項を整理し、指定管理者が判断に迷うことなく書類の作成ができる環境を整備されたい。

また、スポーツ振興課の職員が各指定管理施設へ直接赴き実地調査、指導を行っているにもかかわらず、今回、事業計画書及び事業報告書の記載について、多数の漏れや誤りが見受けられ、指定管理者の管理運営状況を適正に把握できない状況となっていた。提出された事業計画書及び事業報告書について、記載内容に誤りや不十分な点はないか、収支計算書については基本業務と自主事業に係る収支が正しく区分されているかなど、確認をより厳密に行われたい。

さらに、指定管理者が正確な書類の作成及び仕様書に基づいた管理運営を行うことができるよう、指定管理者への指導を徹底されたい。(スポーツ振興課)

(注1) 公の施設の管理者としての本来の指定管理基本業務

(注2) 市民サービスの向上等の目的から独自に行う自主的なスポーツ教室や複写機利用サービス等の業務

(注3) 健康福祉局が、名古屋市国民健康保険加入者に対し健康の保持増進及び生活習慣病予防を目的にスポーツセンター等のプール利用料の一部を助成する事業で、利用料の減額相当額が負担金として指定管理者に支払われる。

(注4) 名古屋市総合体育館(日本ガイシスポーツプラザ)指定管理者仕様書及び体育館指定管理者仕様書

2 専用使用に係る許可事務及び利用料金の収入事務について(天白スポーツセンター)

指定管理者分の監査結果で述べたように、天白スポーツセンターにおけるプールの一部専用使用について、教育委員会の承認がなく、また、指定管理者が利用

料金の一部を徴収していない事例が判明した。このため、指定管理者の収入となるべき利用料金が減少する結果となっていた。

スポーツ振興課では、各指定管理施設に職員が直接赴き実地調査・指導を行っているところであるが、本件についてはプール使用申込書と領収書等を抽出して突合すれば容易に発見できたと考えられる。また、愛知スイミング・大成共同事業体によれば、従前より行われていた取扱いであったため、引き続き認めていたとのことであるが、こうした事例については、指定管理者から速やかに報告、相談を受けるべきものであり、指定管理者との意思疎通が不足しているのではないかと思われる。

本市には公の施設の設置者として、市民の平等な利用を確保する責務があるため、スポーツ振興課においては、公の施設の適正な管理が行われるよう、指定管理者との意思疎通を図るとともに、証拠書類の実地調査を含め、指定管理者の管理状況の把握と指導を強化されたい。

(スポーツ振興課)

3 金券類の管理の厳格化について(東スポーツセンター、天白スポーツセンター)

指定管理者分の監査結果で述べたように、東スポーツセンター及び天白スポーツセンターにおいて、金券類出納簿に登載されていた駐車場回数券等の残高と実際の保管枚数が一致しない事例が見受けられた。特に、天白スポーツセンターにおいては、大きな差が生じている券種があった。

スポーツ振興課では、各指定管理施設に職員が直接赴き実地調査・指導を行っているところであるが、形式的な調査にとどまり、金券類出納簿に正確に登載されているか、現物との照合は確実に実施されているかについてまでは確認しておらず、仮に紛失等があっても適時に把握できる状態にはなっていなかった。

スポーツ振興課においては、金券類出納簿への正確な登載、現物との照合の確実な実施について、指定管理者に対し、改めて指導されたい。

また、指定管理施設に直接赴く実地調査・指導の中で、現物との照合を行い、その整合が確認できなかった場合には、原因究明と今後の再発防止策を求めるとともに、紛失が判明した場合の対応を明確にするなど、管理の厳格化を図られたい。

(スポーツ振興課)

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月15日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン天白店

名古屋市天白区菅田二丁目 901番 ほか17筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
芙蓉総合リース(株)	代表取締役 辻田 泰徳	東京都千代田区三崎町三丁目 3番23号	変更なし	変更なし	東京都千代田区神田三崎町三丁目 3番23号

3 変更の日

平成30年 1月 1日

4 変更した理由

町名変更のため

5 届出の日

平成30年 4月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 5月15日から同年 9月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 9月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月15日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
I D C大塚家具名古屋ショールーム
名古屋市南区星園町28番 1 ほか 9筆
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
6,123平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
平成30年 4月 9日
- 5 廃止する理由
閉店のため

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

農業委員会総会の開催公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき名古屋市農業委員会総会を開催するので、次のとおり公告する。

平成30年 5月15日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

1 開催日時

平成30年 5月21日（月）午後 2時00分

2 場所

名古屋市役所西庁舎12階 第10会議室
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

3 議案

第40号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第41号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第42号議案 相続税の納税猶予に係る利用状況の確認について

第43号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取について

第44号議案 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認について

第45号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について

第46号議案 平成31年度名古屋市農業施策等に関する意見の提出について

名古屋市農業委員会事務局農政課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン今池店

名古屋市千種区今池五丁目13番26号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテールストア(株)	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更なし	代表取締役 西松 正人	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテールストア(株)	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更なし	代表取締役 西松 正人	変更なし

3 変更の日

平成30年 3月27日

4 変更した理由

代表者の変更のため

5 届出の日

平成30年 4月23日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 5月16日から同年 9月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 9月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン上飯田店

名古屋市北区織部町一丁目 1番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテールストア(株)	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1	変更なし	代表取締役 西松 正人	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテールストア(株)	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜区中瀬一丁目 5番地 1	変更なし	代表取締役 西松 正人	変更なし

3 変更の日

平成30年 3月27日

4 変更した理由

代表者の変更のため

5 届出の日

平成30年 4月23日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 5月16日から同年 9月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 9月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン名古屋東店

名古屋市名東区猪子石原二丁目1701番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテールストア(株)	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更なし	代表取締役 西松 正人	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏名	住 所	名 称	代表者の氏名	住 所
イオンリテールストア(株)	代表取締役 岡崎 双一	千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1	変更なし	代表取締役 西松 正人	変更なし

3 変更の日

平成30年 3月27日

4 変更した理由

代表者の変更のため

5 届出の日

平成30年 4月23日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 5月16日から同年 9月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 9月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成30年 5月16日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J Rセントラルタワーズ・J Rゲートタワー・J Pタワー名古屋
名古屋市中村区名駅一丁目1015番 1 ほかに36筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
東海旅客鉄道(株)	代表取締役 柘植 康英	名古屋市中 村区名駅一 丁目 1番 4 号	変更なし	代表取締役 金子 慎	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所	
1	(株)郵便局物販サービス	代表取締役 松村 茂	東京都江東区東陽四丁目 1番13号	変更なし	代表取締役 清水 真悟	変更なし	平成29年 6月 26日
2	(株)日比谷花壇	代表取締役 宮島 浩彰	東京都港区南麻布一丁目 6番 3号	変更なし	変更なし	東京都港区南麻布一丁目 6番30号	平成30年 4月 27日

3 変更の日

(1) 設置者については、平成30年 4月 1日

(2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

(1) 設置者及びNo. 1の小売業者については、代表者変更のため

(2) No. 2の小売業者については、住所の誤記修正のため

5 届出の日

平成30年 4月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成30年 5月16日から同年 9月18日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 9月18日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

無効公告

下記のとおり証票紛失の旨届出があったので、事故発生の日以降は無効とする。

平成30年 5月18日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 証票名
身分証明書（国民健康保険推進員）
- 2 交付番号
第 271号
- 3 所属
名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課中村区担任
- 4 氏名
井上朱実
- 5 紛失等の年月日
平成30年 5月 2日
- 6 紛失等の理由
紛失

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市議会正副議長の人事異動

坂野公壽議長は平成30年 5月18日選挙された。

木下優副議長は平成30年 5月18日選挙された。